

令和元年陸別町議会 9月定例会会議録（第1号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時	開会	令和元年9月10日 午前10時00分			議長	本田 学
及び宣告	散会	令和元年9月10日 午後3時00分			議長	本田 学
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 7人	1	中村佳代子	○			
欠席 0人	2	三輪隼平	○			
凡例	3	久保広幸	○			
○ 出席を示す	4	谷 郁 司	○			
▲ 欠席を示す	6	多胡裕司	○			
× 不応招を示す	7	渡辺三義	○			
▲○ 公務欠席を示す	8	本田 学	○			
会議録署名議員	三輪隼平		久保広幸			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 庄野勝政			主任主査 竹島美登里		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野尻秀隆	教育長	有田勝彦		
	監査委員	飯尾清	農業委員長（議員兼職）	多胡裕司		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	早坂政志	会計管理者	棟方勝則		
	総務課長	芳賀均	産業振興課長	副島俊樹		
	建設課長	清水光明	保健福祉センター次長	丹野景広		
	総務課参事	高橋直人	総務課主幹	菅原靖志		
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教委次長	空井猛壽				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	瀧口和雄				
選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第39号	専決処分の承認を求めることについて
4	議案第40号	公平委員会委員の選任について
5	議案第41号	公平委員会委員の選任について
6	議案第42号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
7	議案第43号	教育委員会委員の任命について
8	議案第44号	陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の 基準に関する条例の一部を改正する条例
9	議案第45号	陸別町へき地保育所条例の一部を改正する条例
10	議案第46号	陸別町営農用水道施設の設置等に関する条例の一部を改正す る条例
11	議案第47号	陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
12	議案第48号	陸別町専用水道の設置等に関する条例の一部を改正する条例
13	議案第49号	陸別町公共下水道条例の一部を改正する条例
14	議案第50号	陸別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
15	議案第51号	陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例
16	議案第52号	陸別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を 改正する条例
17	議案第53号	陸別町森林環境譲与税基金条例
18	議案第54号	令和元年度陸別町一般会計補正予算（第5号）
19	議案第55号	令和元年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計 補正予算（第2号）
20	議案第56号	令和元年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
21	議案第57号	令和元年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
22	議案第58号	令和元年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（庄野勝政君） 御起立願います。

おはようございます。

次に、8月3日に逝去されました故山本厚一議員の生前の御功績に敬意を表するとともに、御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。

黙禱。

（黙 禱）

○事務局長（庄野勝政君） 黙禱を終わります。

引き続き、町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

---

### ◎開会宣告

---

○議長（本田 学君） ただいまから、令和元年陸別町議会9月定例会を開会します。

---

### ◎諸般の報告

---

○議長（本田 学君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

---

### ◎町長行政報告

---

○議長（本田 学君） 町長から行政報告の申し出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 7月12日第3回臨時会以降本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしております書面のとおりの内容であります。書面の中から2件御報告申し上げます。

1件目は、カナダ・ラコーム市訪問団の来町に伴う歓迎事業についてであります。

7月24日から7月28日までの5日間、マリン・マクエステン陸別友好の会会長を団長とする一行6名が当町を訪れました。訪問団を迎えるに当たり、浜田陸別中学校校長を実行委員長とするラコーム市訪問団歓迎実行委員会を設置して、おもてなしに万全を期したところであります。

24日、訪問団の皆様は、夕方陸別町に到着し、役場庁舎2階ホワイエにおいて歓迎セレモニーを行い、事前に引き受けを申し出ていただきました3軒のホームステイ先へ向かいました。25日は、町内の体験メニューを用意し、銀河の森天文台の見学、保育所では園児と交流し、給食と一緒に食べました。また、陸別鉄道の運転体験や郷墨会の協力のもと、書道の体験をしていただきましたが、皆さん大変喜ばれておりました。26日はあいにくの天気ではありましたが、阿寒湖、摩周湖、硫黄山などの道東観光を行いました。27日は、午後4時からタウンホールにおいて、さよならパーティーを開催し、実行委員会からは、訪問団陸別友好の会へのプレゼントを手渡し、ラコーム市からは新しい史記が贈られました。パーティー終了後、商工会青年部による屋台村に出向き、町民の皆さんと和やかに交流されておりました。28日に宿泊先のオーロラハウスから女満別空港経由で帰国されたところであります。

2件目は、農産物生育状況についてであります。

令和元年8月5日に実施した農業関係機関合同による作況調査及び令和元年9月1日現在の十勝農業改良普及センター十勝東北部支所及び北海道糖業株式会社本別製糖所調べによる農作物生育状況について報告いたします。

6月以降の気象の経過について、6月から7月にかけて気温はほぼ平年並みに推移し、7月下旬から8月上旬にかけて高温の日が続く日もありましたが、8月8日以降は平年よりも低く推移しました。日照時間は平年より少なく、降水量は7月は平年よりも少ない状況でしたが、6月、8月は平年より多い状況でした。

秋まき小麦については、乳熟期で平年より3日、成熟期で平年より7日早い状況でした。収穫作業は8月に入ってから行われましたが、高水分であったことと、降雨もあり、一時中断しました。陸別町農協取り扱い分の31.07ヘクタールについては、8月6日で収穫が終了し、10アール当たりの収量は9.97俵となりました。

サイレージ用トウモロコシは生育は順調で、8月の高温により熟期は進み、乳熟期で9日ほど早い状況です。牧草については、2番牧草の収穫は平年よりも4日早く、8月21日に始まりました。その後は降雨が続いており、収穫作業はやや停滞している状況です。

てん菜については、7月は干ばつと記録的な猛暑に見舞われましたが、8月の盆前後の降雨で干ばつは解消しています。生育は平年より良好な状況となっており、茎葉がしっかりしていることから、今後の根部肥大に期待ができると思われます。8月以降高温多湿条件となっていることから、防除に入れなかった圃場でかっぱん病等のほか、虫

の多発性により食害が発生しています。今後も防除の徹底が必要となっております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

なお、お手元にお配りしております事業、業務、工事等発注一覧表につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、行政報告を終わります。

---

### ◎教育関係行政報告

---

○議長（本田 学君） 次に、教育長から教育関係行政報告の申し出があります。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 6月定例会以降本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げます。

書面の中から1点御報告をいたします。

8月25日、第52回町民スポーツレク大会を好天のもと、12チーム、約360名の参加によりまして開催をいたしました。8種目の競技に大きな声援が起きる中、熱戦が繰り広げられ、農村連合チームがチームワークのよさを発揮して、一昨年以来3回目の優勝を果たしました。残念ながら閉会式は、直前の急な雨によりまして、表彰式等を取りやめ、成績発表のみとさせていただきました。終了後、各チームにおかれましては祝勝会や慰労会など開催され、地域の親睦と交流が深められたところであります。

以上で、教育関係の主な行政報告を終わります。

○議長（本田 学君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告に係る一般質問の通告は、本日午後5時までに提出してください。

---

### ◎開議宣告

---

○議長（本田 学君） これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、2番三輪議員、3番久保議員を指名します。

---

### ◎日程第2 会期の決定の件

---

○議長（本田 学君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、9月6日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議

しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○6番（多胡裕司君）〔登壇〕 令和元年陸別町議会9月定例会の運営について、9月6日に開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について御報告いたします。

今定例会において、町長から事前に配付のありました議案は、専決処分の承認1件、委員の選任3件、委員の任命1件、条例関係10件、補正予算5件、決算認定7会計の合わせて27件です。議会関係では、一般質問4名、意見書案1件、発議案1件及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容等を総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から9月20日までの11日間とし、9月13日から17日までの5日間は休会とすることに決定をいたしました。

なお、急を要する案件が生じた場合につきましては、休会中に会議が開催されることもあり得ますので、御理解をお願いいたします。

また、9月12日につきましては、予備の日とし、予定表のとおり議事が進行しなかった場合に限り、会議を開くことに決定をいたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては一括して行うことにいたしました。

まず、議案第46号から第49号までの条例の改正4件と議案第54号から58号までの令和元年度会計補正予算5件及び議案第59号から議案第65号までの平成30年度各会計決算認定7件を、従前の例と同様に提案理由の説明をそれぞれ一括して受けることにいたしました。

なお、平成30年度の各会計認定につきましては、会期前半の11日までに提案理由の説明、監査委員への質疑までを行った後、休会を設け、質疑等の採決は9月18日に行うことにしております。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御理解と御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から9月20日までの11日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月20日までの11日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等、会議の進め方については、議会運営委員長の報告のとおりに行うことに

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認め、そのように行うことに決定しました。

次に、お諮りします。

週休日及び諸般の事情のため、9月13日から9月17日までの5日間は、特別の事情が生じない限り、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、9月13日から9月17日までの間は休会とすることに決定しました。

---

### ◎日程第3 議案第39号専決処分の承認を求めることについて

---

○議長(本田 学君) 日程第3 議案第39号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第39号専決処分の承認を求めることについてですが、陸別地区簡易水道配水管の漏水復旧を行うために必要な予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認めまして、専決処分をしたところであります。

その内容につきまして、議会に報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、副町長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(本田 学君) 早坂副町長。

○副町長(早坂政志君) それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

議案の説明の前であります。本日、補正予算の資料といたしまして、議会より追加資料の要求がありましたので、本日、追加提出しております。お手元に配付済みかと思っておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

それでは、議案第39号について説明をさせていただきます。

議案集の3ページをお開きください。

令和元年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)。

令和元年度陸別町の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ367万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,310万8,000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書7ページをお開きください。

2、歳出。

2款施設費1項施設管理費1目施設維持費13節委託料ですが、管路等修繕367万1,000円であります。これは6月の議会で補正の議決をいただきましたトマム地区の漏水調査によりまして、漏水箇所が判明し、早急に管の改修が必要となったため必要な経費を計上したものであります。

漏水箇所につきましては、資料ナンバー1、それから、本日配付の議会から要求のありました追加資料のナンバー1に位置図をつけておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

8月19日に専門業者によりまして、上流部の第1号幹線配水管路におきまして漏水箇所が発見されました。発見時には、トマム地区の配水量の約半分が漏水しておりまして、そのままでは、下部の9割の受益者に影響するおそれがありましたので、専決処分により対応させていただいたところであります。

復旧工法につきましては、仮設配管によりましてバイパスをつくり、断水をさせずに破損箇所を交換しております。

以上で、歳出の説明を終わりました、次に、6ページをごらんください。

6ページ。1、歳入。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金であります。367万1,000円の計上であります。歳出と同様の補正予算となっております。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

以後、御質問によりお答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから、議案第39号専決処分の承認を求めることについて、令和元年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般についてを行います。

事項別明細書は、6ページから7ページまでを参照してください。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま副町長から説明ありましたトマム地区の平成30年度の有収率が大きく下がったということで、6月の補正で漏水調査を実施し、その結果に基づいて対応されたということではありますが、漏水の原因が特定されているのかどうか、まずこれが1点であります。

それから、今回の補正額についてであります。財源としては、平成30年度決算において417万1,000円余りの繰越金の発生が見込まれたと。そのうちの当初予算で

は、歳入として既に50万円の繰越金を予算化しておりますので、その差額の367万1,000円の全額を管路等修繕委託料の一部に充てるということなのかと。これは、ほかに当初予算で139万4,000円の既定予算がありますので、実際の工事費は367万1,000円ではなくて、その一部ということなのか、あるいはたまたま工事の必要額と繰越金の差額の367万1,000円が、つじつまが合ったのかということをお伺いたします。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） ただいま御質問のありました、まず、今回の漏水におけます原因の部分であります、漏水した箇所につきましては、トナム地区の第1号幹線配水管ということで、ここにつきましては塩ビ管を使用しておりました。破損の状況としましては、継ぎ手部分におきまして20センチほどのひび割れが生じておりました。管路につきましては、平成10年に施工された箇所でありまして、一般的にこの管種であれば40年の耐用年数と言われております。

これまでも何回か漏水の事故の箇所におきまして、現地を掘削した際に大きな石とかがあったことによって、こういった堅石がひび割れの原因だったのではないかとということで検証できる部分があったのですが、今回の部分については、掘った際、そういったような石が見受けられることはありませんでした。

これは推測ですけれども、この管種につきましては、いわゆる耐震管と言われるようなものではないものですから、施工されてから20年間の中で地震等々が発生した、そういった揺れとか地殻変動等によって、少しずつひびが入ってきたものが今回の漏水につながったのではないかなというふうな推測でおります。原因については、担当課としては、そういったような推測をしております。

続きまして、予算のほうにつきましては、先ほど議員のほうからお話ありましたとおり、既定予算で、もともとそういった事故等が発生した場合のお金としまして、予算を、既定額139万4,000円を見させていただいております。今回、漏水箇所が発見した部分のお金と、これまで執行した分、また今後の見込み分を精査した結果、今回の必要額に至ったのと、たまたま繰越額が同額になったというような状況であります。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） この367万1,000円がたまたま同額になったという説明で、それは了解いたしました。

それで、繰越金の組み入れの時期のことなのですが、今回の専決処分では、8月19日になるのだらうと思います。繰越金の取り扱いなのですが、今回、補正予算が提案されております簡易水道事業会計を含めて5会計、このうち簡易水道事業と、それから介護保険事業勘定特別会計のみが繰越金を歳入に組み入れております。一般会計を含むほかの3会計については、そのようになっていないということでありまして、地方自治体

などの公会計についての地方自治法とか地方財政法などの解釈は承知しておりませんが、決算認定とは関係なく、出納閉鎖期間を過ぎて、繰越金の額が判明した段階で、必要な時期に必要な額を歳入に組み入れて歳出に充てられると、そのような仕組みになっているのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 議員のお見込みのとおりでございます。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今、さきの議員が質問した点で、よくわかったのですけれども、あそこは、陸別町における直接的な太い管というのか、本管というのかよくわからないけれども、トナム地区の農村地帯に行くのと二つあるような気がするのです。今のお答えでは、トナム方面ということで理解していいのか、町に来ている大きい太い管ではないのかなということと。

それから、原因について今、説明もあったわけなのですけれども、早いうちからそういう漏水箇所があったのかなと思う面もあるし、50%ということであれば、相当水圧が下がっていると思うのです。そういった面についての原因究明を早期に発見できなかった反省点がありましたらお願いします。

それから、もう既に専決処分されているので、工事は完成しているのかなと思う面はあるのですけれども、一応何月何日から何日ぐらいの工期で行われたのか、その辺について御説明願います。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 今の議員の御質問につきまして、まず、今回の漏水の起きました管路につきましては、浄水場からトナム地区への給配水をするための配水管に当たります。町のほうに送られる送水管とはまた別な管になります。

今回の量についてなのですが、前回、調査費の補正予算をさせていただいたときの有収率で説明させていただいた際に、平成29年の部分と平成30年の部分で有収率が下がってきているというような状況が判明し、ことしになってから、春先からいろいろと調査を直営も含めまして行ってきているのですが、なかなか特定に至れなく、先だって補正をさせていただくような状況になりました。

この間に、水量の推移なのですけれども、漏水直前までに、これは夜間、一番水が使われない時間帯が一番の配水流量として小さくなるわけなのですが、この部分が1時間当たり13.8トン出ておりました。復旧後に、直近で調べた際には、深夜の時間帯での量が3.2トンということで、10立方メートルほど減るような状況でありました。この3.2トンというのが、先ほど言っていました平成29年度の有収率70何%を要していた時期の配水流量に下がったということで、この辺については、今回の箇所が大方漏水

箇所的一端だったのではないかというふうに推測されます。

工事時期につきましては、設計のほうを行いました後、業者の契約を23日に行いまして、その後、工事着手が26日から行われ、29日までに業務が完了したということで報告を受けております。実際の現場での作業につきましては、27日に仮設管等の切り回しを行いまして、施工してきております。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 今大体大まかわかったのですけれども、6月定例会において、夜間においての調査をするということで、漏水箇所の特定に至ったわけなのですけれども、初めて漏水箇所を特定したときに、多分ちょうど温泉スタンドの真向かいだと思えるのですけれども、ここ辺は山林地帯なので、ここら辺がどういう状況にあったのか、また、20センチほどの亀裂があったということで、それが町配水に流れ出ていたのか、どんな形であったのかという現状を教えていただきたいのと同時に、今、課長のほうからあったのですけれども、平成29年度の有収率は73.2%で、平成30年度が68%と、急激に落ちているということで、恐らくここが悪さをしていたのではないかと考えて、有収率も上がると思うのですけれども、果たしてこういうことが今後起きるのか、起きないのか。また、同じ管を使っている箇所が何カ所、継ぎ手ですから相当あると思うのですけれども、今後の対応策ですとか、例えば有収率をもっと上げなければ、100%に近づけば近づけるほどいいと思うのですけれども、どういう形で今後考えていくのか、40年以上たっている町水道を今後どういう形で目指していくのか、そこら辺もお願いいたします。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） まず、漏水の状況につきましてですが、ここにつきましては、調査区間を絞りまして、最終的に人間による踏査で発見したわけなのですが、なかなか見つけられないものが見つかったときには、こういう形なのかという形で、実はたまたま管が若干折れる、曲点の部分になるようなところでありまして、その部分に曲点交という標識を立てておりました。その標識の根元のところから少し湧き出るような形で漏水が出ておりました。この部分については、ちょうど川が少し蛇行していて、もともと管路の近くのほうに川が来ていたものですから、その抜け水が道路側に来るのではなく、ほとんど川のあった流れのほうに染み出ているというような状態で、道路脇のところの側溝に出ているような状況ではありませんでした。なかなか、正直言って見つけづらかったのかなというふうに思います。そのような状況です。

漏水の今後の対策も含めての話になりますが、今回の塩ビ管につきましては、今手元で管種ごとの延長が、大体簡易水道の管路としましては、全てで8万2,000メートルほどあります。これは配水管ですとか川から施設に送り込む導水管、また、先ほど言い

ました浄水場から陸別市街地へ、配水池まで送るための送水管、三つ合わせた総合計になります。これらの管につきまして、先ほどちょっとお話ししました耐震的な要素の管路がどれだけあるかというところと5%弱にしかならないような状況です。近年の道路工事なんかも含めました中での管路の整備につきましては、いわゆる耐震管に相当する管種に変えるようにはしてきておりますが、正直言ってまだごくわずかな量でしかありません。近年はどちらかというと水道施設の更新工事のほうが主となってきておりますが、そういったものが落ちついてきましたら、管路についても少しずつ整備、見直しを進めていかなければいけないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第39号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ◎日程第4 議案第40号公平委員会委員の選任について

---

○議長（本田 学君） 日程第4 議案第40号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第40号公平委員会委員の選任についてですが、現委員のうち2名が令和元年9月30日をもって任期満了となりますので、議会の同意をいただき、選任しようとするものであります。

現委員の三好悟氏を引き続き選任したいと考えております。

住所は、陸別町字陸別基線314番地。生年月日は、昭和25年1月16日生まれの満69歳であります。

三好氏は、道立足寄高等学校を卒業後、北海道簿記専修学校へ進学しております。三好氏は人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、

これまでの経験をぜひ生かしていただき、手腕を発揮していただくことが望ましいと考えております。

三好氏は、平成19年から公平委員を務められ、現在3期目でございます。ぜひ御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定より討論を省略し、これから議案第40号公平委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行っています。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、議案第40号は、同意することに決定しました。

次の議題に入る前に暫時休憩し、地方自治法第117条の規定によって、中村議員を除きたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、中村議員を除斥することに決定しました。

中村議員の退場を求めます。

暫時休憩します。

（中村佳代子君 退場）

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎日程第5 議案第41号公平委員会委員の選任について

---

○議長（本田 学君） 日程第5 議案第41号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第41号について御説明申し上げます。

さきの議案同様、令和元年9月30日をもって任期満了となります公平委員につきましては、議会の同意をいただき、選任しようとするものであります。

現委員の中村昇道氏を、引き続き選任したいと考えております。

住所は、陸別町字陸別東1条2丁目11番地3。生年月日は、昭和43年2月17日生まれの満51歳です。

中村氏は、道立帯広三条高等学校を卒業後、北海学園大学へ進学しております。

中村氏は、温厚にして、人物、識見とも申し分のない方であり、人格も高潔であると  
考えております。

中村氏は、平成23年から公平委員を務められ、現在2期目でございます。ぜひ御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定より討論を省略し、これから議案第40号公平委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行っています。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、議案第41号は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

（中村佳代子君 入場）

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎日程第6 議案第42号固定資産評価審査委員会委員の選任について

---

○議長（本田 学君） 日程第6 議案第42号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第42号固定資産評価審査委員会委員の選任についてですが、現委員のうち1名が令和元年9月30日をもって任期満了となりますので、議会の同意をいただき、選任しようとするものであります。

現委員の依田美寛氏を引き続き選任したいと考えております。

住所は、陸別町字ウリキオナイ6番地69。生年月日は、昭和29年5月16日生まれの満65歳です。

依田氏は、昭和48年3月に道立帯広農業高等学校を卒業後、家業である酪農業を一昨年まで営み、その経営手腕は地域の模範となるところであります。

依田氏は、人物、識見ともに申し分のない方であります。

依田氏は、平成19年から固定資産評価審査委員会委員として御尽力いただいております。ぜひ御同意を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定より討論を省略し、これから議案第42号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行っています。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、議案第42号は、同意することに決定しました。

---

#### ◎日程第7 議案第43号教育委員会委員の任命について

---

○議長（本田 学君） 日程第7 議案第43号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第43号教育委員会委員の任命についてですが、現委員のうち1名が令和元年9月30日をもって任期満了となりますので、議会の同意をいただき、任命しようとするものであります。

現委員の石橋勉氏の後任に後藤和美氏を任命しようとするものであります。

住所は、陸別町字陸別東1条1丁目13番地1。生年月日は、昭和43年4月30日生まれの満51歳です。

後藤氏は、帯広調理師専門学校を卒業後、帯広市内のホテルなどで調理員として勤務、平成4年から町内の料飲店の森田屋で勤務した後、平成9年からはその森田屋を引き継ぎ、現在、店主としてお店を営んでおられます。

後藤氏は、平成19年度に陸別小学校PTA会長、平成22年度に陸別中学校PTA会長を務められるとともに、いずれの年度もPTA連合会長として御活躍されました。

後藤氏は教育に熱心な方であり、人物、識見とも申し分がなく、人格も高潔と考えております。ぜひ御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により、討論を省略し、これから、議案第43号教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、議案第43号は、同意することに決定しました。

---

**◎日程第8 議案第44号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型  
保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例**

---

○議長（本田 学君） 日程第8 議案第44号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第44号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例ですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、議案第44号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。

この条例は、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連三法に基づきまして実施される幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の一層の充実、待機児童の解消等を目指した子ども・子育て支援新制度によりまして、平成26年9月定例会で御承認いただきまして、制定したものでございます。

その定例会の席でも説明をさせていただきましたけれども、この運営基準につきましては、法によりまして、各自治体で整備しなければならないものではあります。対象となるのがあくまでも認定保育園、幼稚園、認可保育所等でありまして、現在、陸別の運営する保育所、いわゆる陸別保育所は認可外保育所でありまして、この基準に適合し

なければならぬというものではございませんので、条例の説明につきましては、ごく簡単に概要の説明のみとさせていただきますので、よろしくお願いします。

条例、議案集では12ページから21ページ、議案説明書では2の1から2の26までということで、ボリュームがありますけれども、概要としては大きく3点でございます。

お手元の資料ナンバー2-1をもとに説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

一つ目ですけれども、形式的整理ということで、略称の変更があります。ちょっと縦横見づらいののですけれども、2-2を見ていただくと、新旧対照表がございますけれども、ずっと後のほう全部、ほとんどがこの用語の変更になりますが、「支給認定」、「支給認定保護者」、「支給認定子供」という旧条例の名称が「教育・保育給付認定」、「教育・保育給付認定保護者」、「教育・保育認定子供」というような表現に変わっているというのが第1点でございます。

それから、用語の定義として、新設された用語がございますが、こちらは2-2、ちょっと見づらいですけれども、第2条の11号の後に、12号から16号までを新設して載せてございます。

それから、条項ずれの整理ということで、例えば説明資料2-8の第14条のところには、括弧書きで引用条文、法第28条第1項云々とありますけれども、新しい条例では、引用条文が「法第27条第1項」ということで、法律自体の一部改正の部分の変更ということで改正をさせていただいております。

二つ目は、資料の中段に書いてございますけれども、連携施設の確保義務の緩和及び免除ということでありますが、(1)、(2)あたりでいくと、例えばゼロ歳から2歳までを保育している事業所がありましたと、ありますけれども、2歳過ぎたら、3歳になったら保育しませんということではだめですと。それ以降の連携施設をきちんと確保しなさいというものがもともとあったのでございますが、その連携施設に認可保育所だとか認定保育園、認定こども園以外のところも認めましょうということで、規制の緩和をしているというものであります。

(3)に書いてあるのは、陸別ではありませんけれども、例えばA建設という建設会社で事業所内で子供を預かっていると、ゼロ歳から2歳まで。連携施設は持たないで、自分のところで3歳になっても見ますと、4歳になっても見ますということであれば、連携施設は持たなくてもいいですということの免除をしているというものでございます。

(4)の経過措置の5年延長というのは、連携確保がなかなか進んでいないということがありまして、もともと5年間という猶予期間をさらに5年延長したというものであります。

3番目の食事の提供に要する費用の取り扱いの変更でございますけれども、支給認定

区分によって異なる食材料費の負担の取り扱いを変更して、副食費の提供に要する費用について保護者から支払いを受けることが費用とするということでございますが、具体的には、今現在、陸別保育所は関係ないのですが、3歳児から5歳児までの保育所での取り扱いは、保育所は、主食いわゆる御飯、パン等につきましては実費で徴収すると。それから副食費いわゆるおかずは、利用料の一部として徴収しているというものであります。一方、幼稚園はどちらも実費で徴収しているという部分がございます。利用料、保育料で取っている保育所、ここが無償化されると、幼稚園との不公平が生じることがありまして、給食費自体は無償化の対象外でございますので、副食費の徴収できるという規定を設けたというものでございます。

いずれにしましても、先ほども申し上げておりますけれども、現状、陸別保育所の運営上何ら影響のあるものではありません。制度上整備しておかなければならないというもので、国の基準にのっとって整備するものであります。

内容については、非常に雑駁であります。以上とさせていただきます。議案集21ページをごらんください。条文の朗読も省略させていただきます。附則を定めておりますので、附則を読み上げさせていただきます。

附則、この条例は、令和元年10月1日から施行するというものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（本田 学君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これが終わります。

これから、議案第44号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## ◎日程第9 議案第45号陸別町へき地保育所条例の一部を改正する条例

---

○議長（本田 学君） 日程第9 議案第45号陸別町へき地保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第45号陸別町へき地保育所条例の一部を改正する条例ですが、子ども・子育て支援法の一部改正等により、幼児保育の無償化が実施されることに伴いまして、陸別保育所の保育料の改定及び文言の整理を行うため、所要の改正を行うとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 議案第45号陸別町へき地保育所条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。

まずは、お手元の資料集をごらんください。資料ナンバー3-1からありますが、資料ナンバー3-1が一部改正のポイントをまとめたものでございます。基本的にこちらで説明をさせていただきます。

なお、資料ナンバー3-2から3-4は新旧対照表となっておりますが、中身は、保育料の無償化と、それに伴う減免規定だとか納付方法の事柄ですので、後ほど御参照いただければと思っております。

また、今回の改正にあわせて、一部文言の修正も行っています。これは後ほど条例本文で説明をさせていただきます。

それでは、資料ナンバー3-1。

まず、上段では、本改正の根拠となる子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の趣旨、概要を記載してございますが、ちょっと読み上げます。

「我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一貫として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる」ということを根拠としております。

・の一つ目、子育てのための施設等利用給付の創設、こちらは今、陸別町には直接関係ございませんけれども、対象施設等を利用した際に要する費用の支給ということ、それから支給要件、以下のいずれかであって、市町村の認定を受けたもの、3歳から5歳、ゼロ歳から2歳の非課税世帯で、かつ保育の必要性があるという規定。それから、費用負担については、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1ということでありまして、※にあります、令和元年度に限り、地方負担分について全額国費にて

補填とありますが、要は道の分と市町村の分、今年度に限りまして国が負担しますという記事を記載させていただいております。

・の二つ目、子ども・子育て支援給付の・の一つ目、こちらが陸別町条例の根拠となりますが、子供のための教育・保育給付で法施行令の改正によって、利用者負担をゼロにということでもあります。それから、子育てのための施設等利用給付新設、これは先ほどの・の一つ目のほうの記載です。

上記の、これによって、幼稚園、保育所、認定こども園などの利用者負担を全て無償化しようというのが国の考え方です。

陸別町の保育所条例の説明は、その下の陸別保育所の保育料について(町独自の上乗せ助成により無償化)とありますが、この上乗せ助成も含めての無償化ということを読み取りください。

法の改正によって、3歳児から5歳児が無償化、2歳児、陸別で言えば未満児、ひよこ組ですけれども、こちらについても住民税非課税世帯については全て無償化となります。下の表、二つございます。上の表が現行制度、下が改正後という提案でございますけれども、陸別の場合は細かい所得区分を設けておらず、生活保護法による被保護世帯、それから住民税非課税世帯、住民税課税世帯の3区分しかございませんで、それぞれ2歳児と3歳児以上の保育料を表のとおり規定してございます。太枠で囲っている部分、いわゆる住民税課税世帯の2歳児を除く部分が無償化対象となりますので、改正後の下の表で、全て免除もしくはゼロ円というふうに記載しております。

住民税課税世帯の2歳児の保育料につきましては、町の施策として、子ども・子育て支援施策としての独自施策として、ゼロとしたいということです。これによって、全ての世帯を無料とするという考え方でございます。

議案集22ページをごらんください。議案を読み上げます。

陸別町へき地保育所条例の一部を改正する条例。

陸別町へき地保育所条例の一部を次のように改正する。

第4条第1号の表中、「要保護児童」を「要保育児童」に改める。こちらが文言の修正をあわせて行いたいものでございます。

以降が今回の法改正に基づく改正でございます。

第7条を次のように改める。

保育料。

第7条、保育料は無料とする。

第7条の2、第8条の前の見出し及び同条から第10条まで、「第11条並びに第12条」を削り「第13条」を「第8条」とし、「第14条」を「第9条」とする。「別表を削る」というものであります。こちらは、保育料が無料となることによって、それに関連する条文を削除するというものでございます。

附則を定めております。

施行期日、1、この条例は、令和元年10月1日から施行する。

経過措置、2、この条例の施行日前において納付すべき保育料及び免除された保育料については、なお従前の例によるというものであります。

以上で、議案第45号の説明を終わらせていただきます。以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（本田 学君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 保育料を2歳児も無償化するという事で、これは10月からの増税で、国が行う施策の一つだと思うのですが、国もこれから子育てに力を入れていくと思っております。

今、話題になっています。今、終盤を迎えました「なつぞら」でも、なつが子供ができて、子供を預ける場所が見つからなくて、夫が1年間子供を見て、奥さんが働く。そして1歳になって保育所を探すけれども、保育所を全て落ちたというせりふも出てくるぐらい、国も子供の保育に関しては一生懸命やるつもりでいると思って、そういうせりふも入れたと思っております。そして、なつはその後、保育所は、1歳になっても見つからずに、今、陸別町が行っているような保育ママに預けて、2歳から無事保育所に行くというストーリーでしたけれども、昭和40年代初期の話です。

陸別町はまだ2歳児からの預かりで、ドラマのように1歳児からはまだ預けられないので、50年前とは余り変わっていない保育の状況であると思うのですが、それでも今回、2歳児が無償になるということで、2歳児ですけれども、入所の条件とかは、特に3歳児と2歳児の決まりは記載されていないのですが、今後、無償化になると人数もふえるかなということもあるのですが、その辺はどう考えているのでしょうか。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 2歳児ですけれども、こちらについては、町の別途決裁、要領を設けておまして、2歳児の預かり方については、保育に欠けるということで、完全に両親共働き、もしくはひとり親で、1人が働いているということの条件等々がありますけれども、今回、2歳児を無償とすると入所がふえるのではないかとということでもありますけれども、基本的には、保育に欠けるということが大前提で、基本的には、ほぼ就労になるかと思っておりますけれども、就労の実態等。今の確認方法だとちょっと弱い部分がございます。今回、国費も投入されるということと、町の独自施策ということで、町費も投入するということもありますので、国の審査も厳しくなってくるということもありますので、入所に関する就労確認だとか収入の確認ということは、シビアにやっていかなければならないということで、10月1日以降については、現行のまま行くしかないと思っておりますが、新年度に向けて、その内容の整備をしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 内容をこれから整備するということは、4 月 1 日からの分を整備するということよろしいのでしょうか。

それと、パート働きの人も出てくると思うのですけれども、週何時間働くとか、およそ目安があるものなのか、その辺もお聞きします。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 今ここでお約束できませんけれども、基本的には4 月 1 日、次年度からこういう規定で行きたいというふうに考えておりまして、その整備することとしています。

それから、週何時間ということではなくて、非常に甘々な多分、国の基準がありまして、月に 4 8 時間から 6 4 時間ぐらいの間なので、マックスで見ても 6 4 時間となれば、例えば 2 0 日間働く日がありました場合、午前中働けばクリアしてしまうということもありますが、例えば週 3 日しか働かないとか、そういうことになってくるとクリアできなくなってくるとか、もしくは 2 日フルタイムで働いてクリアしてしまうということももちろん出てくるのです。そうすると、逆に預かれる人がふえたきた場合、キャパを超えた場合はどうするかという問題も非常に出てくると。そうすると、今までは、制度上存在していなかった待機児童が発生しないとも限らないというふうに考えておりますが、実は、子供の数自体が、最近は頑張っ、子供がふえています、それほどの件数がございませんので、キャパを超えるという心配は今のところはしておりませんが、一応規定上は、そういうふうになっております。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 以前は、2 歳児に定員があったような気がするのですけれども、今は保育所全体の定員だけで、2 歳児というのは特に設けていないのでしょうか。人数がふえた場合、先生を補充するようなことも出てくると思うのですけれども、その辺はどうなっているのかお聞きいたします。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 議員お見込みのとおり、過去には未満児の定員がございましたが、ちょっと失念しておりますが、途中で定員は撤廃しておます。

それから、預かりがふえてくればということですが、先ほども申しましたけれども、それほど劇的にふえるという考え方は特に持っておりませんが、可能な限り臨時の職員も含めて対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（本田 学君） 4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 今の説明で、消費税が 1 0 月から上げるといった中で、消費税を上げた分については子育てに使うのだという国の方針なのですけれども、結局、まやかしの子育て支援だと思うのです。というのは、説明書にある令和元年に限り地方負担

金については全額国費にて補填、1年限りという条文からいくと、子供を育てるのに1年で育てられるわけなのです。次々と新しい子供が生まれる。そういった意味で、消費税を上げた分を今回こうやって使うということについては、私的にはまやかしだというふうに思うのですけれども、いずれにしても、地方に独自政策をとらされている陸別町の無償化と。その辺とあわせると、今回、令和元年だけでも国が全額負担するというのは、うちらとしては率先してやっている無償化に対して全額というか、国費から来るという確信を持っていいのか、全額無償化で独自でやっているから、それは国費で持たないという考えなのか、その辺についてちょっと不明確なので、お答え願いたいと思います。

いずれにしても、子育てをする中での考え方というのは、国が相当、出産した段階からそれなりに子供を育てていく、大学まで上げる場合には2,000万円有余の金がないとできないという、そういう懸念から子育てをしない、子供を生み育てられない、そういう状況がある中で、当町が学校給食も含めて無償化しているということについては、私は、率先して今後継続して、簡単に言えば、国が消費税の見返りに1年だけやりますではなくて、全面的に国が持ってほしいという要望は、町長として持ってほしいということを含めますけれども、そういった考え方があるのかどうか伺いたいです。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、前段の部分の独自施策に対する国の補填なり補助金なのかということですが、こちらについては、あくまでも独自なので、国のお金は入ってくるものではありません。要は、町の子育て支援としての施策として、国の制度のほかにここをやりたいということで、未満児の課税世帯に対する無償化をやろうというものであります。

以上です。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 補足にもなるのでしようけれども、議員おっしゃるように、子育て政策、基本的なことというのは、もちろんおっしゃるように国で方針を出してやるというのが筋だとは思いますが、いろいろ当町においても、今までのことでは私もやっぱり足りない。それで町独自でそういう対策をとってきたのですが、今回も独自政策で、町の政策として、住民税の課税世帯の2歳児保育料も無償ということにしたのですが、これからも国も逆にいろいろなことを始めてきて、ないときよりは確かにいいことであるなど、そのように思っていますし、町としても今までのことはもちろん続けていきたいし、もしそれより、また別に考えられることがあれば、子育ての施策としてもいろいろ研究していく必要はあるのではないのかなど、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番(谷 郁司君) 町長がそういう考え方で、当町の子育て支援を進めていってほしいと思うのですけれども、この案件について反対するという意味ではないけれども、国が余りにもまやかしなので、ちょっとおかしいのではないのかということで質問しているわけなのですけれども、今の答弁の中で、今、無償化だから、国からの国費は来ないというふうに理解したのですけれども、私はおかしいと思うのです。無償化をやっているゆえに、その分にかかる分については国が当然出すというのだから、1年でもいいから出してほしいと思うのですけれども、その辺は、金額的にどれぐらいなのか、当町が負担するとなれば、どれくらいで、その分が来ないというふうに理解しているのか、その辺お願いします。

○議長(本田 学君) 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長(丹野景広君) ちょっと説明が足りなかったのかもしれませんが、国が行う無償化については、国が責任を持ってお金を出します。

今、私がお金を独自でやると言ったのは、あくまでも住民税課税世帯の未満児、2歳児について町が独自で減免を行うことがありますので、その分の金額でございます。

そして、今はね返りは、2歳児の課税世帯でいきますと、今現在何名か入っているひよこ組のうち2人が、今回の独自施策に該当しますけれども、1人、月1万4,000円もらっていたものが入ってなくなるということです。年額にすると33万6,000円ぐらいの金額になるかと思いますが、ひよこ組につきましては、年度ですべて在席しているわけではなく、当該年度の途中で2歳に到達した時点で、入所資格は持ちますので、一概には金額は述べられませんけれども、これが倍の人数になっても70万円弱ということになるというふうに考えております。

以上です。

○議長(本田 学君) 4番谷議員。

○4番(谷 郁司君) これは決して町長の責任ではないから、あくまでも国の方針が、消費税増税することによって子育て支援をやります。たった1年だけという、そういうまやかしを町長自身も、地方自治を預かる長として、強く抗議する形で、消費税をずっと取るのならばずっとやれよというぐらいの形で、地方財政も厳しいと言いながら、全部独自の、町長の考え方で進められる。町だけでなく、議会も当然それに賛同しながらやられるという状況を考えて、町長が何か事あるごとで、1回限りの給付ではだめだというようなことを常に言ってほしいと思います。お答えは要らないですけれども、先ほどの姿勢で私は十分だと思うので、よろしく願いいたします。

○議長(本田 学君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) 国の政策にはそれぞれ、いろいろな考えがもちろんあると思うのですが、我々の立場としては、国が決めたことを肅々と守っていかなければならない。

ただ、先ほども申しましたが、子育てやなんかは、国より先に進んでいかなければな

らないということが進んできていますが、そこら辺のことは、議員おっしゃるようなことは、また町村会等でも機会があれば話していきたいのかなど、そのように思っているところでもあります。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第45号陸別町へき地保育所条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第46号陸別町営農用水道施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第11 議案第47号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

◎日程第12 議案第48号陸別町専用水道の設置等に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第13 議案第49号陸別町公共下水道条例の一部を改正する条例

---

○議長（本田 学君） 日程第10 議案第46号陸別町営農用水道施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例から日程第13 議案第49号陸別町公共下水道条例の一部を改正する条例まで、4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第46号陸別町営農用水道施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例ですが、水道料金の消費税について外税方式とするため、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第47号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例ですが、水道法の一部改正により設けられた指定給水装置工事事業者の指定の更新にかかわ

る手数料を定めるとともに、水道料金の消費税について外税方式とするため、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第48号陸別町専用水道の設置等に関する条例の一部を改正する条例ですが、水道料金の消費税について外税方式とするため、所要の改正を行うとするものであります。

続きまして、議案第49号陸別町公共下水道条例の一部を改正する条例ですが、下水道料金の消費税について外税方式とするため、所要の改正を行うとするものであります。

以上、議案第46号から第49号まで、4件を一括して提案いたします。

内容につきましては、建設課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） それでは、これより議案第46号から49号に係ります説明をさせていただきますが、まず初めに、各議案に共通いたします料金改定、改正につきまして、資料のナンバー4をもって説明をさせていただきたいと思いますので、お願いいたします。

このたび10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられることを受けまして、陸別町の水道・下水道料金につきまして、消費税率引き上げ分の料金の改定を行おうというものであります。

また、この改定にあわせまして、現行料金につきまして、内税だった料金を本体価格と税額とを明確にするために外税方式とするというものであります。

まず、資料のナンバー4、上段のほうにあります現行料金につきまして、各用途ごとに料金をうたわせていただきました。一番上段の一般用を一つの説明として読ませていただきます。

現行につきましては、一般用の基本料金が税込みの金額、太枠になっておりますが、8%の税込みの価格であります1,820円で今表記されてきております。また、超過料金につきましても8%税込みの料金、206円とさせていただいております。

今回、税率が変わります。外税とさせていただきたいということで、矢印下、下段のほうになります。改定後の料金となりますが、まず、ここに至ります際に、上段の8%の税込みの料金額を、税抜き価格に1.08で割り返しました税抜き価格となります。表の基本料の左側のほうに税抜き価格として載っていますが、1,686円という形で、税抜き価格を算出しております。この税抜き価格を改定後の下段のほうでも、そのまま1,686円とさせていただきまして、この金額を今回新たな料金表に掲載させていただきたい料金となります。

ちなみに、実際にお客様に請求させていただきます際には、この税抜き価格に、最終的に消費税を掛けさせていただきます料金を請求させていただきますことから、右側

のほうに10%税込み料金と書かれていますが、基本料だけであれば、このような1,854円という形での請求になるというものであります。

具体的に料金の計算につきましては、資料の一番下のほうに計算例として書かせていただいておりますが、10立方使ったのであれば、基本料の1,686円に超過しております立方数2立方に超過料金の191円を掛けました合計に消費税率10%を加えた計算をさせていただきまして、金額を出させていただいております。

なお、計算によって1円未満の端数が出た場合には、端数については切り捨てた額をもって水道料金、下水道料金とさせていただく形になっております。

料金につきましては、以上のような形です。

なお、今回の料金改定に当たりまして、当町のほうであります水道下水道審議会条例に基づきまして、ことしの8月20日に、陸別町水道下水道審議会を開催しております、この中で審議いたしまして、今回の内容について諮問させていただいております、同日に回答を受けております、回答の内容としましては、料金の改定については、今後安定的な事業の経営を行うためには、消費税率引き上げ分相当額を適正に転嫁することが必要であるということと。外税方式の変更についても、料金と税が明確になることで、適正な転嫁ができることから、外税方式への変更は妥当だという旨の回答を受けておりますことも、あわせてこの場で報告させていただきます。

それでは、各議案につきまして、資料ナンバー5から順に説明させていただきまして、議案の説明させていただきたいと思っております。

まず、議案第46号陸別町営農用水道施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

陸別町営農用水道施設の設置等に関する条例の一部を次のように改正するであります、資料につきましては、45ページのナンバー5の資料になります。

先ほど説明させていただきました料金の改定表をもって、別表1の料金表につきましては、変更させていただいております。

第3条の条文につきましては、別表1の定めるところにより算出した額の合計額に消費税及び地方消費税の税額を加えた額とすると。この場合において、1円の未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとするというような形で変更させていただいております。

以上、議案第46号につきましての説明は終わりました、議案集の第46号のほうに戻りまして、第3条を次のように改めるから以下の部分につきましては、資料で説明させていただきましたので、省略させていただきまして、附則の部分を読み上げさせていただきたいと思っております。

施行期日、この条例は、令和元年10月1日から施行する。

経過措置、この条例の施行の際、現に継続して水道を使用している者の令和元年10月分の水道の使用料は、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従

前の例による。

ただし、令和元年10月の定例検針日、陸別町営農用水道施設の設置等に関する条例の第4条に規定による。後に使用を休止又は廃止した場合の水道の使用料についてはこの限りではない。

以上が、議案第46号につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第47号についてであります。議案第47号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例。

陸別町簡易水道事業給水条例の一部を次のように改正するであります。

これにつきましては、資料集の6-1、6-2をごらんください。

6-1ですけれども、料金の改定につきましては、第19条の料金の改定、別表1の定めるところに算定した合計額に消費税及び地方消費税の税額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てるものとする。これにつきましては、先ほどと同様の形で行いたいというふうに思います。

また、6-2のほうの別表1につきましても、料金表につきましても、最初に説明させていただきました資料ナンバー4と同様の額の改定となっております。

また、ここからですけれども、料金の徴収方法という第23条につきまして、現行では、料金は納入通知書または集金の方法により、毎月徴収するという文章になっておりましたが、現状としまして、実際には皆様、口座振替等を行って徴収させていただいている部分も多分にあるものですから、今の現状と今回の改正とあわせまして、料金は納入通知書、口座振替または集金の方法により毎月徴収するというふうに改めたいと思います。

最後になりますが、手数料の第24条になります。ここの部分につきましては、指定給水装置工事事業者の手数料につきまして、これまで新規で登録させていただいた際にのみ手数料が発生し、一度登録された方につきましては、その後ずっと継続して登録されたままだったので、今回、水道法が改正になりまして、この制度につきましても5年ごとの更新手続が必要となるということになったものですから、今回新たに更新の手数料について定める必要性が生じたので、この部分につきまして、(2)から(3)を新たに(3)から(4)としまして、(2)を新設させていただきます。指定給水装置工事事業者指定更新手数料としまして、法第25条の3の2第1項の指定の更新をしたときに、1件につき1万円という形で定めさせていただきたいという内容になっております。

議案第47号の説明につきましては、以上でして、議案集に戻りまして、附則を讀み上げさせていただきます。

施行期日、この条例は、令和元年10月1日から施行する。

経過措置、この条例の施行の際、現に継続して水道を使用している者の令和元年10月分の水道の使用料は、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお

従前の例による。

ただし、令和元年10月の定例検針日後に使用を休止又は廃止した場合の水道料金についてはこの限りでない。

以上であります。

続きまして、議案第48号陸別町専用水道設置等に関する条例の一部を改正する条例。

陸別町専用水道の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

これにつきましては、説明資料のナンバー7になります。

使用料のほうの別表の3につきましては、初めに説明させていただきました資料ナンバー4の料金体系と同じになっております。

第3条の銀河の森専用水道を省く水道の使用は、別表の定めるところにより算定した額の合計額に消費税及び地方消費税の額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとするというふうに、第3条のほうを改正したいという内容になっております。

説明は以上であります。

議案に戻りまして、附則を読み上げさせていただきます。

施行期日、この条例は、令和元年10月1日から施行する。

経過措置、この条例の施行の際、現に継続して水道を使用している者の令和元年10月分の水道の使用料は、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

ただし、令和元年10月の定例検針日後に使用を休止又は廃止した場合の水道の使用料についてはこの限りでない。

以上であります。

最後に、議案第49号であります。陸別町公共下水道条例の一部を改正する条例。

陸別町公共下水道条例の一部を次のように改正する。

これにつきましては、資料集のナンバー8となります。

料金につきましては、最初に説明させていただきましたナンバー4に記載してあります料金のような形での改正とさせていただきます。

第20条、使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第1の定めるところにより算定した額の合計額に消費税及び地方消費税の税額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとするというふうな形での改正となっております。

それでは、議案第49号に戻りまして、附則を読み上げさせていただきます。

施行期日、この条例は、令和元年10月1日から施行する。

経過措置、この条例の施行の際、現に継続して公共下水道を使用としている者の令和元年10月分の下水道使用料は、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわら

ず、なお従前の例による。

ただし、令和元年10月の定例検針日に排除した汚水量を算定した後に使用を休止又は廃止した場合の下水道使用料については、この限りでない。

以上、説明とさせていただきますが、以後、御質問によってお答えしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、議案第46号の質疑を行います。質疑はありませんか。

6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 1点だけ確認させてください。

きょう朝、テレビを見てみると、消費税に関する混乱ということがありました。例えば水道料金のメーターというのは、9月31日と10月1日の零時00分、そこではっきり切りかわるようなことに、わかっているのですか。要するに、9月分の使った水の量、10月1日から新たに10%の消費税、9月までは8%の消費税の徴収料をいただくということになっているのですけれども、そこら辺の差というのはわかるのですか。10月1日に切りかわった時点で、10月1日の使用料というのはわかるのですか。けさやっていたのはタクシー料金、同じ運転手で深夜に乗って、運転手がかわったその日の朝から10月1日のタクシー代の使用料。夜間の運転手がずっと継続していて、朝切りかわるまでは9月分の消費税8%の料金。それがはっきり陸別の水道料金が、9月の終わりです。10月の12時00分を境目にして、水道量というのはわかるのですか、陸別町。単純に言えば、どうなのですか。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 料金につきましては、毎月行っております定例検針日をもって検針した量で料金を算定させていただいております。その定例の検針日が1日から7日までの7日間の中で、各検針をもって料金を算定しますものですから、検針をもつての切りかえというような形になるものですから、先ほどタクシーの料金の例がありましたけれども、24時、零時をもってという形にはなっておりません。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） そこで初めて、今、説明があつたように、1日から7日までの検針もありますよね、水道料金幾ら使ったと。それでは、1日から7日、その7日の分の消費税というのはどうなのですか。9月で使った分はまたいでいますよね。当然またいでくるわけですから。1日、1日の精算ではないですよ。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 先ほど述べさせていただいた形をとっていますので、今回も料金をいただく際には、まず、10月1日から7日までの検針期間中に検針します料金につきましては、9月までの使用料という形になりますので、これについては消費税8%のままとなります。次の10月になった検針日のときに初めて、10月中に使用し

た量という形で解釈させていただいております、その分から10%として料金を徴収させていただきたいという形になっております。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第46号陸別町営農用水道施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第47号の質疑を行います。質疑はありませんか。

1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） この条例改正は、消費税の増税に伴うことだと思うのですが、第24条の(2)指定給水装置工事事業者指定更新手数料というのだけ追加になっていますけれども、このことを少し詳しく教えてください。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） この手数料の追加につきましては、上位法に当たります水道法の改正が行われまして、指定給水装置工事事業者の制度におきまして、これまでは一度登録したらそのまま永遠に登録されたままということだったのですが、背景としましては、幽霊企業等の実態もあるらしいのですが、そういったことを踏まえまして、5年ごとに更新をして、きちんと精査しましょうというのが国のほうからの話の内容であります。

今回、水道法で、5年ごとの更新が必要ですよという形で改正がされました。陸別町におきましても、陸別町の水道給水装置を工事するに当たりましては、指定業者制度を設けておりますので、登録をさせていただいている業者がおりますが、そういった業者に対しまして、これからは5年おきに更新してくださいということになります。その更新をする際に当たりまして、手数料として1万円いただきたいというようなことでの今回追加となっております。

以上です。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） これは事業者が払うのですか、それとも個人の家でも、5年給水したままだと、また手数料が1万円かかるのか、その辺もう一度お願いします。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 申しわけありません。説明が不備でした。

水道本管から各家庭の家に水道管を引くに当たっては、指定業者による工事というふうに定められております。この業者について、指定給水装置工事事業者と言わせてもらっております。その事業者が、自分たちが陸別町の給水工事を行うに当たって、そういった登録、資格を持っている指定業者ですということでの登録が必要になるのです。その指定業者が登録をするための事務手数料、業者が町のほうに登録する際の手数料としての1万円となりますので、一般の給水を行う方たちに費用負担が発生するようなものではありません。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今の質問と関連するのですけれども、今、指定業者、陸別町は、それなりに水道法に基づいた施工できる業者だと思うのですけれども、何件ぐらいあるのですか。

今後、5年ごとに、例えば私のところでこの方法をやって1万円納めました。5年たってから、また違う業者、多分陸別には複数の業者がいると思うのですけれども、そちらに移っても、その区分けというのか、何かあるのですか、業者の。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） ただいま陸別町に登録されております指定登録事業者数は14者になります。うち2者が町内業者、12者が町外業者となっております。

この登録、更新するに当たりましては、これからがスタートとなりますものですから、登録期間を各業者が当初指定を受けた年数、月数をもとに区分けして期間を区切っております。その期間をもって順次更新して行って、更新したときからは、新たに5年間というふうになります。今、一応、令和の10月から更新が始まってきまして、最終的には、令和6年ぐらいまでに今の全登録14者が最初の更新を行うような事務手続となる予定です。それ以降は、その更新した日から5年後というふうにさせていただいております。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） ちょっとくどいかもしれませんが、結局5年前にA業者だったけれども、5年たってから更新する場合、B業者だと。そういうふうになる可能性があると思うのですけれども、それでもよろしいのですか。同じ業者でずっとやるということではないということですか。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 説明が下手で申しわけありません。

例えばA者というAの業者がありまして、その業者が過去に登録をしておりました。今回の水道法の改正によって、今後は更新が必要ですよというふうになりました。ですので、登録されていたA者は、例えばことしから来年の1年間の間に更新手続きをしてくださいというふうになります。通知をさせていただきます、更新手続きをしていただいて、その更新した月からまた5年後、また新たにその業者は、まだ事業を行いたいという意思があるのであれば更新手続きをしてくださいというような形での流れなのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 0時02分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁。清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 申しわけありません。再度御説明をさせていただきます。

登録事業者は、あくまでも陸別町内で給水事業を行う際にあつて、登録指定業者制度ですので、その業者を利用する町民の方がどこを利用しようと、それは全然問題ない話であります。あくまでも事業者が陸別町の給水工事において仕事をする上で、指定登録をしていただかないとだめですよということでの指定制度であります。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第47号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第48号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第48号陸別町専用水道の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第49号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第49号陸別町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長(本田 学君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎日程第14 議案第50号陸別町印鑑登録及び証明に関する条例 の一部を改正する条例

---

○議長(本田 学君) 日程第14 議案第50号陸別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第50号陸別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例ですが、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が施行されることに伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 議案第50号陸別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を説明いたします。

提案理由にあります。住民基本台帳法等の施行令が改正されまして、改正の趣旨としましては、女性活躍推進の観点から、氏に変更があった場合は、住民票に旧氏の記載を求めることができることになっています。旧氏とは、その者が過去に称した氏であって、その者に係る戸籍または除かれた戸籍に記載されているものであります。一般的には、旧姓と言われるものです。それが住民票に記載されると。それに伴って、マイナンバーカードや印鑑証明書に記載されます。

印鑑証明は、町の条例ですので、今回、改正になります。

資料集ナンバー9をごらんください。

新旧対照表です。

まず、第2条です。改正前は「本町の住民基本台帳」が、改正後「本町が備える住民基本台帳」ということで、国の表現が変わっていますので、今回、それに合わせて改正します。

次に、第5条です。ここで訂正があります。第5条、（印鑑登録）となっていますが、第5条の1行上です。真ん中の「録」を消していただいて、「印鑑登録」に訂正いたします。

第5条、町長は、次の各号の一に該当するときは、印鑑登録を拒否することができるということで、印鑑登録できない規定を設けています。この規定に、いわゆる旧氏、旧姓の印鑑登録を認めるという改正であります。

あわせて、法律の条文が変わっていますので、参照する条文もあわせて改正しております。

次に、第9条です。第9条につきましては、印鑑登録証の返還に関する規定です。これも同じように、旧氏の記載を加えております。

資料の説明は以上にして、本条例に戻ります。附則を説明します。

附則、この条例は、令和元年11月5日から施行するということであります。

以上で、議案第50号の説明とします。以後、質問によってお答えしてまいりますので、御審議をお願いします。

○議長（本田 学君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第50号陸別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第15 議案第51号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例

---

○議長（本田 学君） 日程第15 議案第51号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第51号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例ですが、町営住宅のうち、新町団地の建てかえにより、Q棟、R棟の供用開始に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、建設課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） それでは、議案第51号につきまして説明をさせていただきます。

資料集のナンバー10をごらんください。

今年度、新町団地におかれまして建設中でありますQ、R棟、2棟6戸につきまして、11月7日より供用開始したく、それに伴いまして条例の改正を行うものであります。

場所につきましては、図面の中央、新町交流館と書かれているところの右手側、町道新町5号通りを挟みました場所のQ、R棟、斜線で引いてあります部分が今回新たに設置いたします住宅となります。

この建設につきましては、今年度発注しております建築主体工事並びに機械設備工事、電気設備工事が、それぞれ10月25日、11月5日、また11月5日に完成します。それに伴いまして、今回建てかえ整備を進めております入居者の方たちに住宅を提供するような形になっております。

住戸につきましては、今回2棟、各1棟ごとに3戸の住宅となっております、計6

戸が新たに供用開始になる形になっております。

説明につきましては、以上とさせていただきます、議案第51号のほうに戻らせていただきます。

陸別町営住宅設置条例の一部を次のように改正する。

別表第1の中の新町団地につきましてですが、まず、上の段がこれまでの条例になっておりまして、一番下段のほうにありますP棟の下にQ棟、R棟を新設させていただきます。戸数につきましては、それぞれ3戸ということで、設置の年数が令和1年度とさせていただきますいております。それぞれ木造の平屋で2LDK、部屋番号としましては1、2、3となっております。

これによりまして、表の上のほうになります、新町団地の総体の戸数が、これまで16棟だったものが18棟に、また、戸数につきましては、46戸だったものが52戸に変更となります。

以上が変更の内容であります。

次のページのほうで、附則を読み上げさせていただきます。

この条例は、令和元年11月7日から施行する。

以上であります。以後、御質問によってお答えしてまいりたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第51号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第16 議案第52号陸別町消防団員の定員、任免、服務等  
に関する条例の一部を改正する条例**

---

○議長（本田 学君） 日程第16 議案第52号陸別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第52号陸別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例ですが、成年被後見人等の権利の制限にかかわる措置の適正化等を図るため、関係法律の整備に関する法律の公布に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、総務課参事から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 高橋総務課参事。

○総務課参事（高橋直人君） それでは、私のほうから、議案第52号陸別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正の概要を申し上げますと、成年被後見人及び被補佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、提案理由にあります関係法律によって、いろいろな分野において、資格等における欠格条項を一括して見直すこととなりました。

当町の消防団員の定員、任免、服務等に関する条例に、当該欠格条項がありますことから、今回の条例改正の提案に至っております。

それでは、お手元の議案説明資料ナンバー11をごらんください。

これは、新旧対照表で説明いたします。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

右側、改正前の現行の欄をごらんください。

第4条で、欠格事項を規定しております。第1号の「成年被後見人又は被補佐人」を、左側の改正案で削るとしてしております。つまり、欠格事項から除くということであります。

次に、「第2号」を「第1号」に、「第3号」を「第2号」に、「第4号」を順次繰り上げ、第3号の「免職」という文言を「懲戒免職」に改めるという内容になっております。

次に、第5条第2項第1号ですが、第4条の第3号が第2号に繰り上がりますので、改めるというものです。

ここで、議案集31ページをごらんください。

附則を読み上げます。

施行期日、この条例は、令和元年12月14日から施行する。

以上で、説明は終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（本田 学君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第52号陸別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第17 議案第53号陸別町森林環境譲与税基金条例

---

○議長（本田 学君） 日程第17 議案第53号陸別町森林環境譲与税基金条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第53号陸別町森林環境譲与税基金条例ですが、森林環境譲与税の健全な管理を図るための基金を設置するため、所要の制定を行おうとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） それでは、陸別町森林環境譲与税基金条例について御説明させていただきます。

まず、資料のナンバー12-1と12-2を御参照いただきたいと思いますと思いますが、申しわけございません。まず、資料12-2で修正がございますので、お願いいたします。

まず、一番上の表、陸別町の譲与基準の値の表であります。①の私有林人工林面積等の単位が抜けておりました。申しわけございません。一番上の面積の単位はヘクタールです。2番目の林業就業者数の欄は人です。3番目の人口につきましても単位は人となります。

続きまして、次から三つ連続して表がありますが、それぞれ年度の表記が平成のままになってございましたが、それぞれ令和表記に修正をしていただきたいと思います。まず、最初、平成31年から33年というところは、令和1から3、次の平成34から36が令和4から6、次の平成37から40が令和7から10、次の平成41から

44が令和11から14、最後、平成45年からは令和15年からということで、それぞれ三つの表の年度の表記を修正していただきたいと思います。

それと、表の下、市町村における譲与算定額、H31の場合、これをR1に修正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、資料ナンバー12-1をお開きいただきたいと思います。

ここに、条例の制定に当たってを記載しております。

森林環境譲与税の趣旨につきましては、3月の定例議会でも御説明しておりますけれども、資料の中段、市町村の用途に記載のとおり、森林整備、これは未整備森林の間伐など及びその促進ということで、人材育成や担い手の確保、木材の利用促進、普及啓発などに使うための財源として、国民に広く恩恵があることから、一人一人がひとしく負担を分かち合って、国民皆で森林を支える仕組みとして森林環境税が創設されます。

用途につきましては、納税者への説明責任を果たす観点から、わかりやすい形で公表することとされております。法令で定められた用途どおりに確実に執行するとともに、その実績をわかりやすく公表できるようにするために基金を設置して、事業の執行と管理を行うものであります。最初に譲与されるのが令和元年9月末ですので、それまでに条例を制定し、基金を設置するものでございます。

参考としまして、資料ナンバー12-2に、陸別町の試算額と算定方法を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

算定につきましては、私有林人工林面積、林業就業者数、人口の三つの要素により算定されます。

それでは、議案集32ページをお開きいただきたいと思います。

陸別町森林環境譲与税基金条例。

設置から読み上げさせていただきます。

設置。

第1条、陸別町における森林の整備に関する施策や担い手の確保及び人材育成、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、陸別町森林環境譲与税基金（以下、「基金」という）を設置する。

積立額。

第2条、基金に積み立てる額は、国から陸別町に譲与される森林環境譲与税の額に基づき、予算において定める額とする。

基金の使用。

第3条、基金は、第1条に規定する事業に要する経費に充てるために使用することができる。第2項、前項の規定により、基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

現金の管理。

第4条、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によ

り保管しなければならない。

運用益金の処理。

第5条、基金の運用から生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

繰替運用等。

第6条、町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳出現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

町長への委任。

第7条、この条例に定めるもののほか、基金の管理に必要な事項は町長が定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、4点質問させていただきます。

間もなく今年度分の森林環境譲与税が交付されることになると思いますが、議案説明書、資料12-1に記載されておりますように、その実績をわかりやすく公表できるよう基金を設置して、事業の執行と財源の管理を行うとするものであります。

この公表についてであります。実績を公表するということは、これは法律に基づいて、このとおりであります。この基金条例を6月定例会等において定めた、いわゆる先発の市町村では、この条例を制定するとともに、森林環境譲与税の活用に向けた基本方針、これについても既に公表しておりますが、当町もそのような対応をとるのか、お伺いいたします。まず、これが1点であります。

また、この森林環境譲与税の交付、これにつきましては、ことし4月に施行されました森林経営管理法に基づく、新たな森林管理システムに基づく事業を実施しなければならないということになっております。森林所有者への意向調査等、そのスケジュールがどのようになっているのかお伺いいたします。

それから、3点目であります。この条例案の第6条の繰替運用等となっておりますが、聞きなれない言葉であります。具体的にどのような処理がされるのかということでもあります。

それから、最後の4点目であります。先ほど私有林人工林面積6,349ヘクタールということでありましたが、一般的に当町の私有林面積1万2,000ヘクタールぐらいが、道の森林計画書などに書かれているわけでありましたが、この全てが算定の対象になるわけではなくて、別に対象となる要件が定められているのか。この4点についてお伺

いたします。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） それでは、ただいまの御質問。

まず一つ目の基本方針の関係でございますけれども、これにつきましては、今後なるべく早く、年内といたしますか、10月、11月ぐらいには公表できるように準備を進めたいというふうに考えております。

それと、意向調査ということでありまして、このスケジュールでございますが、意向調査につきましては、今後、森林所有者へのアンケート調査ということで、年度内に調査が完了するようなスケジュールで準備を進めたいというふうに考えておまして、この後の補正予算にも関係予算を計上させていただいているところでございます。

それと、繰替運用ということでございますけれども、これにつきましては、基金を一般会計の、町長の判断によりまして、一般会計のほうに、基金の目的ではなくて、それ以外のことで繰りかえて運用することができるというふうにされておまして、これは、条例で定めていけば、そういったことに使えるということにもなっております、本条例におきましては、町長が財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間、利率を定めて、この基金に属する現金を一般会計に繰り入れて運用することができるというふうに定めているものでございます。

それと、人工林面積であります、この森林環境譲与税の算定の方法は、資料の12-2のとおり、私有林の人工林面積が対象になるということで、これは国等で調べている面積が陸別町の場合は6,349ヘクタールということで、これが対象の面積になります。これは全国的に同じような出した方をしておまして、さらに、その市町村内における森林の面積の割合、85%以上ですとか以下で補正係数が係りまして、このような数字になっております。

以上でございます。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第53号陸別町森林環境譲与税基金条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

- 
- ◎日程第18 議案第54号令和元年度陸別町一般会計補正予算  
(第5号)
  - ◎日程第19 議案第55号令和元年度陸別町国民健康保険直営  
診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)
  - ◎日程第20 議案第56号令和元年度陸別町簡易水道事業特別  
会計補正予算(第3号)
  - ◎日程第21 議案第57号令和元年度陸別町公共下水道事業特  
別会計補正予算(第1号)
  - ◎日程第22 議案第58号令和元年度陸別町介護保険事業勘定  
特別会計補正予算(第2号)
- 

○議長(本田 学君) 日程第18 議案第54号令和元年度陸別町一般会計補正予算  
(第5号)から日程第22 議案第58号令和元年度陸別町介護保険事業勘定特別会計  
補正予算(第2号)まで、5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第54号令和元年度陸別町一般会計補正予算(第  
5号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,913万3,000円  
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億9,003万2,000円とす  
るものであります。

続きまして、議案第55号令和元年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計  
補正予算(第2号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ51万円  
を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,051万3,000円とする  
ものであります。

続きまして、議案第56号令和元年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第3  
号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万5,000円を減額  
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,305万3,000円とするもので  
あります。

続きまして、議案第57号令和元年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第1  
号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万7,000円を減額  
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,779万7,000円とするもので  
あります。

続きまして、議案第58号令和元年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第  
2号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,490万5,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,263万1,000円とする  
ものであります。

以上、議案第54号から議案第58号まで、5件を一括提案させていただきます。

内容につきましては、副町長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願  
い申し上げます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、議案第54号から第58号まで一括して説明をさ  
せていただきます。

まず初めに、前段で共通する事項につきまして説明をさせていただきたいと思いま  
す。

今回の補正予算のうち、議案第54号の一般会計、議案第55号の直診会計、議案第  
56号の簡水会計、議案第57号の公共下水道会計の職員人件費の4節共済費の補正予  
算についてであります。これにつきましては、昨年と同じく、9月から標準報酬月額  
の改正と共済組合におけます共済費の負担率の改正に伴う補正予算であります。

また、一般会計の人件費では、共済費のほかに2節の給料、3節の職員手当等におき  
ましても補正予算がありますが、こちらは、7月1日付の人事異動によります補正予算  
でありますので、説明を省略しながら内容全体の御説明をさせていただきたいと思っ  
ておりますので、あらかじめ御承知をいただきたいと思います。

それでは、議案第54号から説明に入らせていただきます。

1ページをお開きください。

議案第54号令和元年度陸別町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところ  
による。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正  
後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明をいたします。

歳出から説明したいと思いますので、12ページをお開きください。

12ページ。2、歳出であります。

1款議会費1項議会費1目議会費4節共済費4万円の減額は、冒頭説明しました共済  
費負担率の改正によるものであります。9節旅費の9万9,000円と14節使用料及び  
賃借料の車両借上料18万8,000円につきましては、議員の行政視察に係る費用であ  
りまして、議員7名、職員2名分であります。13節委託料、肖像画作製9万9,000  
円は、前議長の肖像画を今回、銅板プレートとして作製する費用となっております。

次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費であります。2節給料393万円の  
減額補正。3節職員手当等71万7,000円の増額補正。次のページをお開きくださ

い。4節の共済費353万4,000円の減額補正につきましては、7月の人事異動と共済費の負担率の改正によるものであります。

なお、3節の退職手当組合費についてであります。組合に対する納付につきまして、3年ごとに精算することとなっております。今回は、平成28年度から平成30年度までの3年間分の精算によります追加納付となりました138万7,000円と、7月の人事異動によります7万3,000円の減額、合わせて131万4,000円の補正計上となっております。

2目文書広報費1節賃金、臨時事務職員賃金16万8,000円であります。これは、町内運送店の廃業に伴いまして、役場から発送しています町内回覧の配送を受け入れる業者がなくなりました。運送業を行うには資格が必要であります。町の職員が直営で配布する分には規制がないということでありますので、当面の間、臨時職員による対応としようとするものであります。

なお、大手の運送業者にも相談をしているところですが、今のところ全部辞退をされております。

5目財産管理費11節需用費、修繕料につきましては、旧CR貸付住宅の給湯ボイラーを修繕したことで、既定予算の残額が不足となりました。今後の貸付住宅の小破修繕に対応するために、今回、補正をするものであります。12節役務費の建築確認申請及び保険料の4万1,000円、それから、次のページをお開きいただきたいと思います。15節工事請負費の住宅建設3,199万9,000円につきましては、歯科診療所に併設されています居住部分が老朽化によりまして、入居が不可能となりましたことから、別の場所に歯科医が入居する住宅を新たに建設するための補正予算の計上であります。

議案説明資料のナンバー14-1をごらんいただきたいと思います。

建設場所につきましては、字陸別71番地186ということで、共栄第1の旧恵盛木材の社宅の奥の町有地となっております。555.93平米の町有地であります。資料の14-2が1階、14-3が2階の平面図でありますけれども、延べ床面積は105.99平米で、1階の床面積が67.07平米、2階の床面積が38.92平米となっております。

なお、この工事請負費には、カーポート4.35平米の建築費も含んでおりますので、御承知いただきたいと思います。

続きまして、25節積立金2,993万6,000円あります。これは各基金の積み立てであります。ふるさと整備基金は、指定寄附4件133万円と、ふるさと納税13件20万円の合わせて153万円。いきいき産業支援基金は、優良家畜導入貸付金の償還金で、繰り上げ償還21頭分の1,125万円と、約定償還分の424万6,000円の合わせて1,549万6,000円と、ふるさと納税の6件14万円の合計1,563万6,000円あります。ふるさと銀河線跡地活用等振興基金は、ふるさと納税1件1万

円。町有林整備基金は、ふるさと納税5件6万1,000円。地域福祉基金は、ふるさと納税8件8万円。給食センター管理運営基金が、ふるさと納税2件2万円であります。

それと、先ほど条例の制定において議決をいただきました森林環境譲与税基金への積立金であります。先ほど議案説明資料ナンバー12-2でも説明をさせていただきました、陸別町への譲与見込額1,259万9,000円であります。

続きまして、7目企画費は、官民連携組織設立事業に係る予算の計上であります。この件に関しましては、平成29年度から国土交通省の支援を受けまして進めた事業でありまして、ことしで3年目となっております。これまで若干のずれはありますが、議員協議会等で説明のスケジュールに沿って進められてきております。

議案説明書ナンバー15をごらんください。

官民連携組織の設立に関する協議につきましては、陸別町観光交流活性化促進協議会が平成29年度に2回、30年度に3回、今年度に2回の計7回、それから、設立準備会につきましては、今年度3回の会議を開催してきております。また、議員協議会におきましても、過去5回ほど報告をさせていただいているところであります。

これを踏まえまして、資料のほう、上段からになりますけれども、官民連携組織設立事業ということで、新たな官民連携組織の設立に当たりましては、ここに記載のとおり、本町の人口減少が進むなか、町行政のスリム化と地域経済の活性化を図り、かつ観光事業も担う新たな官民連携組織、株式会社を設立するため、町及び商工会が発起人候補者となり、8月上旬であります。町内回覧を通して、法人設立に係る出資者を募集しております。

新たな官民連携組織の狙いとしましては、今後の町行財政の厳しさが一層増す中、限られた職員数での公務執行の軽減化と行財政の効率化を進め、町内における公共公益性を含めた体制の受け皿と、あわせて町内のイベント、観光事業などの開催に伴う人手不足など、町内体制に余裕がない中、持続可能な地域経済の活性化と観光事業を進めていくため、町内の資源やノウハウを集大成した新法人を立ち上げることとしております。

現在まで、町内経済の一翼と観光事業を担ってきた既存3法人、株式会社陸別町振興公社、有限会社銀河コーポレーション、有限会社銀河の森の事業を継紹し、収益向上と雇用の創出を図る公共的サービスを提供し、町の経済と観光全体を担うまちづくり会社として成長することを目指すというものであります。

ここで、文字の訂正をお願いしたいと思います。今の区切ったところから3行上に行きまして、銀河の森事業を「継紹」という「紹」が「承」という字でありますので、文字の訂正をお願いしたいと思います。この後も同じく「継紹」の「紹」の間違ひがありますので、そちらも訂正をお願いしたいと思います。

続けます。新たな官民連携組織の事業内容につきましては、大きく、観光事業、地域商社事業、地域課題解決関連事業、この三つの事業展開を予定しております。○の三つ目の一番後のほうで、継紹の「紹」が出てまいりますので訂正をしてください。

新たな官民連携組織への出資履行時期につきましては、令和元年12月を予定しております。

これまでの経過になりますが、官民連携組織設立に係る町内出資者につきましては、発起人と呼んでおりますけれども、これまで36法人、個人事業者でありまして、505万円となっております。

設立に向けた今後の予定としましては、以下のとおりであります。

なお、本日配付の、議会から要求のありました追加資料ナンバー3に、事業関係の図面、フロー図であります。これをつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

なお、このフロー図につきましては、ことし5月8日の議員協議会で説明をしている資料の一部を抜粋して、拡大した資料となっております。

議案書の14ページにお戻りください。

このようなことから、今回、新たな官民連携組織の設立に係る登記費用等としまして、19節負担金補助及び交付金で計上の補助金50万円を予算計上させていただいております。また、官民連携組織の設立のための町からの出資金としまして、500万円を計上させていただいております。

この出資金につきましては、資本金が1,000万円未満の場合、消費税免除の優遇措置が2年間受けられるということで、協議会等で1,000万円未満とするため、町の出資金につきましては、先ほど発起人から集まった出資金が505万円となっておりますので、500万円未満の出資となる見込みであります。

続きまして、11目交流センター管理費であります。13節委託料、施設整備費33万円につきましては、ふるさと交流センターの屋外壁掛け時計1台設置の計上です。現在、道の駅の付近に時計がありません。不便を訴える方もいらっしゃいまして、昨年、ふるさと整備資金として寄附をいただいた方の希望で、道の駅に時計をつけてほしいという要望もありましたので、御本人に確認の上、今回設置しようというものであります。

次のページ、15ページをごらんください。

12目銀河の森管理費4節共済費23万3,000円の減額につきましては、共済費負担率等の改正による補正となっております。

2項徴税費1目税務総務費2節給料のマイナス49万5,000円、3節職員手当等のマイナス5万6,000円、4節共済費のマイナス43万2,000円につきましては、7月1日付人事異動と共済費負担率の改正による補正であります。

次のページ、16ページをお開きください。

4項選挙費1目選挙管理委員会費4節共済費につきましても、共済費負担率の改正によるものであります。マイナス4万8,000円です。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費2節の給料、マイナス152万8,000

0円、3節職員手当等マイナス117万1,000円、4節共済費マイナス68万3,000円につきましても、人事異動及び共済費負担率等の改正による補正となります。次のページをごらんください。19節負担金補助及び交付金68万7,000円につきましては、6月に補正させていただきましたプレミアム付商品券事業のシステム開発に係る北海道自治体情報システム協議会への負担金であります。これにつきましては、国庫補助100%が充てられます。23節償還金利子及び割引料につきましては、平成30年度の障害者自立支援給付費等の精算に伴う国庫負担金、道負担金等への返還金209万9,000円であります。28節繰出金は、介護保険事業勘定特別会計への繰出金55万9,000円の減額補正であります。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費8節報償費、出産祝い金40万円につきましては、継続者のうち2名の転出、それから新規で4名分の増ということで40万円の補正となっております。

2目児童福祉施設費の4節共済費15万1,000円の減額は、共済費負担率等の改正による補正であります。19節負担金補助及び交付金252万8,000円につきましては、幼児教育、保育の無償化に伴う子育て支援システムの改修に係る北海道自治体情報システム協議会への負担金であります。これにつきましては、道補助金が100%充当されます。

次のページ、18ページをお開きください。

3項国民年金費1目国民年金事務取扱費2節給料1万3,000円、3節職員手当等マイナス4万1,000円、4節共済費10万3,000円につきましては、人事異動及び共済費負担率等の改正による補正であります。

次のページをごらんください。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費であります。2節給料1万2,000円の減額、3節職員手当等13万8,000円の増額、4節共済費30万9,000円の減額につきましては、人事異動及び共済費負担率等の改正に伴う補正です。19節負担金補助及び交付金の帯広厚生病院運営事業26万円につきましては、補助対象となっております病床数の増加に伴う増額であります。周産期の病床8床、小児医療の病床5床の増床となっております。なお、この80%は特交の対象となっております。

5目診療所費28節繰出金は、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金51万円の減額補正であります。

次のページ、20ページをお開きください。

20ページになります。3項水道費2目水道費28節繰出金であります。簡易水道事業特別会計への繰出金5万5,000円の減額補正であります。

続きまして、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費であります。2節給料12万5,000円の減額、3節職員手当等8万4,000円の増額、4節共済費9万6,000円の減額につきましては、人事異動及び共済費負担率等の改正による補正。

2目農業総務費につきましても、2節給料188万6,000円の増額、それから次のページをごらんいただきまして、3節職員手当等128万3,000円の増額、4節共済費45万9,000円の増額は、人事異動と共済費負担率の改正による補正であります。

5目農地費23節償還金利子及び割引料につきましては、昭和60年10月に道営パイロット事業で購入しましたクンネベツの明渠排水路の一部につきまして、このたび高速道路の用地としまして売り払うこととなりました。国と道に対する応分の負担としまして4,479円を返還するというものでありまして、予算5,000円の計上となっております。議案説明資料13に位置図をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

2項林業費1目林業振興費12節役務費、通信運搬費4万円は、森林経営管理制度に係る意向調査のための郵便代ということで、これが先ほど譲与税のアンケート調査に係る郵便代としております。19節負担金補助及び交付金、次のページ、22ページをごらんいただきたいと思っております。未来につなぐ森づくり推進事業88万円は、野ネズミ被害による植栽18.47ヘクタール分の増による補正。林業担い手対策推進事業35万円は、伐採等の業務に関する講習会を開催するというもので、これを森林組合の補助金として支出しようとするものであります。

なお、先ほども言いましたが、郵便料の4万円と森林組合への補助金35万円につきましては、森林環境譲与税事業に係る経費となりますので、全額基金を充当することとしております。

続きまして、7款商工費1項商工費1目商工総務費4節共済費4万9,000円の減額は、共済費負担率等の改正に伴う補正。

4目公園費13節委託料、施設設備等改修の30万円につきましては、しばれフェスティバル会場の、ことし、バルーンマンションを設置しました箇所に照明がついているのですが、その照明をつけるための電源がなくて、ことしの2月には電線から直で引っ張って電源を確保したという経過がございます。これは非常に危険であるということで、電気会社のほうから指摘がありましたので、今回、照明をつけるための電源設置のため、土の中に埋設して設置するというものでありまして、その委託料となっております。

次の8款土木費1項土木管理費1目土木総務費4節共済費27万円の減額につきましては、共済費負担率等の改正に伴う補正であります。

次のページをごらんいただきたい。

5項下水道費1目下水道費28節繰出金は、公共下水道事業特別会計への繰出金2万7,000円の減額補正であります。

次の9款消防費1項消防費1目消防費11節需用費の修繕料11万9,000円につきましては、消防団の平成7年に購入しましたポンプ車のクラッチが故障しまして、動かなくなったということで、その修繕料であります。既定予算に執行残額がなくなりまし

たので、その額を補正しようとするものでありまして、クラッチの故障につきましては、既定予算で既に修繕を終えております。

続きまして、10款教育費1項教育総務費2目事務局費であります。2節給料156万3,000円の増額、3節職員手当等80万1,000円の増額、次のページになりますが、4節12万5,000円の増額につきましては、人事異動と共済費負担率等の改正に伴う補正であります。

続きまして、5項保健体育費であります。

3目学校給食費2節5万1,000円の減額、3節職員手当等の6万3,000円の減額、次のページになります。4節共済費9万5,000円の減額につきましては、これにつきましても人事異動及び共済費負担率等の改正に伴う補正であります。

なお、26ページから28ページに給与費明細書が添付されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、歳出を終わりました、次に、歳入の説明をさせていただきます。7ページをお開きください。

7ページは、1、歳入です。

2款地方譲与税3項森林環境譲与税1目森林環境譲与税1節森林環境譲与税1,259万8,000円であります。

議案説明資料ナンバー12-1で、道が積算しました試算額をつけておりますけれども、令和元年度から令和3年度までが1,259万9,000円と試算されておりますので、その額の計上であります。なお、既定予算額で1,000円を計上しておりますので、差し引きまして1,259万8,000円の計上となっております。

9款地方特例交付金2項子ども・子育て支援臨時交付金1目子ども・子育て支援臨時交付金1節子ども・子育て支援臨時交付金113万3,000円につきましては、国の幼児教育・保育の無償化におきまして、国の基準による利用者負担額分は、国と地方が2分の1ずつ負担するという制度であります。地方につきましては、道が4分の1、町が4分の1ということになっております。令和元年度におきましては、地方分も国が負担するというものでありますので、10月からの陸別保育所における国の基準の利用者の負担見込額226万8,000円の2分の1、113万4,000円が交付されるというものであります。既定予算額1,000円がありますので、差し引きましての計上となっております。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税1節地方交付税では、今回、普通地方交付税が3,603万5,000円を補正計上いたしました。地方交付税の補正後の内訳につきましては、普通地方交付税が18億6,273万8,000円、特別地方交付税が当初と変わらず1億8,000万円で計上しております。合計20億4,273万8,000円になります。令和元年度の普通地方交付税の決定額は19億5,461万5,000円になりましたので、補正後の留保額は9,187万7,000円となっております。

次に、13款使用料及び手数料1項使用料2目民生使用料2節児童福祉費使用料は、保育所の保育料140万5,000円の減額補正であります。陸別町へき地保育所条例の一部を改正する条例を先ほど議決いただいたところではありますが、保育料を無償とするため、10月以降の分を減額するものであります。

次のページ、8ページをお開きください。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金2節児童福祉費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金61万8,000円につきましては、保育料の無償化に伴う国庫負担の拡充分の補正であります。

2項国庫補助金2目民生費補助金1節社会福祉費補助金、プレミアム付商品券事業補助金につきましては、歳出で説明しましたとおり、システム開発に係る費用の10分の10の補助68万7,000円であります。

次に、15款道支出金2項道補助金2目民生費補助金2節児童福祉費補助金、子ども・子育て支援事業補助金につきましても、歳出で説明しました子育て支援システムの改修に係る費用の10分の10の補助252万7,000円であります。

4目農林水産業費補助金2節林業費補助金、未来につなぐ森づくり推進事業補助金につきましても、歳出で説明しました野ネズミ被害による植栽に係る増額分の費用の、こちらは2分の1の補助金43万9,000円であります。

9ページをごらんください。

16款財産収入2項財産売却収入1目不動産売却収入1節土地売却収入、町有林売却収入175万4,000円につきましては、北海道横断自動車道の整備に係る土地の売り払い5カ所分であります。

議案説明資料13、それから本日配付の、議会から要求のありました追加資料ナンバー2-1と2-2に位置図がありますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金1節総務費寄附金160万1,000円につきましては、まず、ふるさと整備基金は、指定寄附分4件133万円、ふるさと納税分13件20万円の合わせて153万円、ふるさと銀河線跡地活用等振興資金は、ふるさと納税分1件1万円、町有林整備資金もふるさと納税分5件6万1,000円。2節教育費寄附金、給食センター管理運営資金もふるさと納税分2件2万円。3節民生費寄附金、地域福祉資金、これにつきましてもふるさと納税分8件8万円。5節農林水産業費寄附金、いきいき産業支援資金もふるさとの納税分6件14万円であります。

次のページ、10ページをお開きください。

18款繰入金1項基金繰入金につきましては、総額72万円を今回充当しております。

3目ふるさと整備基金繰入金1節ふるさと整備基金繰入金は、ふるさと交流センターの施設整備事業に、先ほど言いました33万円を充当しております。

11目森林環境譲与税基金繰入金は、新しい科目となっておりますが、1節森林環境

譲与税基金繰入金は、森林環境譲与税事業に39万円の充当としております。

20款諸収入3項貸付金元利収入1目家畜導入貸付金収入1節家畜導入貸付金収入、優良家畜導入貸付金償還金1,549万6,000円は、繰り上げ償還21頭分1,125万円、約定償還分44万6,000円の合わせて1,549万6,000円であります。

4項雑入3目雑入7節雑入、介護給付費負担金等精算返還金は、平成30年度の精算に伴う一般会計からの繰入金分の返還金231万3,000円であります。

次のページをごらんください。

21款町債1項町債5目臨時財政対策債1節臨時財政対策債につきましては、発行交付可能額の確定によりまして、562万3,000円の減額補正であります。

以上で、歳入を終わりにして、6ページをお開きください。

予算書6ページにつきましては、第2表地方債補正であります。

ただいま説明しました臨時財政対策債の変更でありまして、起債の目的、臨時財政対策債の補正前の限度額7,270万円、補正後の限度額6,707万7,000円、562万3,000円の減額、利率につきましては記載のとおりであります。

以上で、議案第54号を終わりにして、次に……。

○議長（本田 学君） 午後2時20分まで休憩します。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時20分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 次の議案に入ります前に、1件訂正をお願いしたいと思います。

議案第54号の説明の中で、資料になりますが、官民連携組織設立事業で、文字の訂正をお願いしたところですが、調べてみましたところ、「紹」という字が、事業を受け継ぐ継承の「承」でありますので、もともとにあった資料の文字で間違いがないということが判明しましたので、済みませんが訂正の訂正をお願いしたいと思います。

それでは、議案第54号に引き続きまして、議案第55号の説明に入らせていただきます。

議案第55号令和元年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

5ページです。2、歳出。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費4節共済費、これにつきましては、一般会

計でも説明しておりますが、共済費負担率等の改正によります減額の補正であります。

6 ページに給与費明細書がついておりますので、後ほどごらんいただきたいと思ます。

以上で、歳出の説明を終わりました、次に歳入の説明を行います。

4 ページをごらんください。

#### 1、歳入。

4 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 1 節一般会計繰入金、財政対策分 5 1 万円の減額補正であります。

以上で、議案第 5 5 号を終わりました、次に、議案第 5 6 号の説明に移ります。

議案第 5 6 号令和元年度陸別町の簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、5 ページをお開きください。

#### 2、歳出。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 4 節共済費、共済組合費の 3 万 2,000 円の減額、追加費用の 2 万 3,000 円の減額、合わせまして 5 万 5,000 円の減額であります。こちらにつきましても共済費負担率等の改正に伴う減額補正であります。

こちらにも 6 ページに給与費明細書がありますので、後ほどごらんいただきたいと思ます。

以上で、歳出の説明を終わりました、次に、歳入の説明を行います。

4 ページをお開きください。

#### 1、歳入。

4 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 1 節一般会計繰入金、財政対策分 5 万 5,000 円の減額補正であります。

以上で、議案第 5 6 号を終わりました、次に、議案第 5 7 号の説明に移ります。

議案第 5 7 号令和元年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、5 ページをお開きください。

#### 2、歳出。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 4 共済費 2 万 7,000 円の減額につきましては、これも先ほどと同じく共済費負担率等の改正に伴う減額の補正であります。

6 ページに給与費明細書がありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、歳出の説明を終わりました、次に、歳入の説明を行います。

4 ページをごらんください。

1、歳入。

4 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 1 節一般会計繰入金、財政対策分 2 万 7,000 円の減額補正であります。

以上で、議案第 57 号を終わりました、次に、議案第 58 号の説明に移ります。

議案第 58 号令和元年度陸別町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、5 ページをお開きください。

5 ページです。2、歳出。

4 款基金積立金 1 項基金積立金 1 目介護給付費準備基金積立金 2 5 節積立金、介護給付費準備基金 4 1 8 万 2,000 円につきましては、平成 30 年度の介護給付費の確定に伴いまして、財源充当によりまして、介護保険料分の充当後の残額が生じたので、その分を基金に積み立てるというものであります。

5 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 2 目介護給付費負担金等返還金 2 3 節償還金利子及び割引料、国庫補助金等返還金 1,072 万 3,000 円につきましても、平成 30 年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴いまして、国、道、支払基金、町に対してそれぞれ返還する金額となっております。

以上で、歳出の説明を終わりました、次に、歳入の説明を行います。

4 ページをお開きください。

1、歳入。

2 款国庫支出金 2 項国庫補助金 4 目事業費補助金は新設科目となっております。1 節事業費補助金、システム改修事業補助金 5 5 万 9,000 円であります。これにつきましては、6 月補正でシステム改修費 7 8 万 4,000 円を計上し、全額一般会計繰入金を充当していたところではありますが、定額ではありますが、国庫補助の対象となりましたので、今回計上するものであります。5 5 万 9,000 円であります。

6 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 2 節事務費繰入金、事務費分 5 5 万 9,000 円の減額につきましては、今、説明しました国庫補助分が計上されたので、一般会計繰入金から減額するというものであります。

7 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 1 節前年度繰越金 1,490 万 5,000 円につきましては、平成 30 年度の介護給付費等の精算に伴いまして、今回全額を計上するというものであります。

以上で、議案第54号から議案第58号までの説明を終わらせていただきます。以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから、議案第54号令和元年度陸別町一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は12ページからを参照してください。

1款議会費、12ページから、2款総務費、16ページ上段まで。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 14ページの2款総務費5目財産管理費15節工事請負費の住宅建設3,199万9,000円について、二、三点ほどお伺いいたします。

まず、建物自体の坪単価、これはどのぐらいになっているのか、また、これが民間単価ベースで考えたらどのような感じなのか。

それと、この平面図、議案説明書に載っておりますが、これはあくまでも設計屋にそのまま依頼したものなのか、また、こちらの要望を含めた形で平面図が作成されているのか。

それともう一つ、建物のほかの外構工事、カーポート以外はどのような形になっているのか、この点についてちょっとお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 芳賀総務課長。

○総務課長（芳賀 均君） ただいまの御質問についてお答えしたいと思います。

まず、坪単価なのですが、設計段階での坪単価は約96万6,000円になります。

平面図の内容であります。これは、一定程度歯科医師の要望を伺いまして、それと、現在の歯科診療所の住居部分の面積を、それを上限としまして、その範囲内で設計を組んでおります。

それから、外構につきましては、カーポートのほかに、説明資料をごらんいただきたいと思いますが、14-1をごらんください。下のところに配置図があると思うのですが、その左側に細長く、入り口になるのですが、取りつけ道路になっているのですが、ここは、実は私有地のところなのですが、所有者、地権者と協議しまして、了解をいただきまして、ここを通路とさせていただくことになったのですが、現況がちょっと狭いものですから、建設地のほうに若干拡幅するというのが外構工事の中に含まれております。実は、配置図の上のところは町道共栄4号線となっているのですが、その道路と建設予定地の敷地が1メートルちょっとぐらい段差があります。若干登っていくような取りつけ道路になっておりますので、そこを若干拡幅して入りやすくするというのが外構工事の中に含まれております。

以上でございます。

○議長（本田 学君） ほかに。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、14ページ、2款総務費1項総務管理費7目企画費19節負担金補助及び交付金で、官民連携組織設立事業に50万円、これは、12月に設立登記される新たな法人に補助されるものだろうと思うのですが、その際、この補助金、わずか50万円ではありますが、この補助の申請に当たって、使途というか中身の説明を町側のほうに出されているのか、お伺いいたします。

それから、24節の投資及び出資金500万円、先ほど副町長の説明で、全体を1,000万円未満にするために一般出資との差額で、400万円台に下がるということでありましたが、お金に色はないのですが、これの原資となるのは、現在の株式会社陸別町振興公社の株券、これの売却が充てられると、そのように理解していいのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） まず、補助金のほうでありますけれども、補助金の受け皿としましては、陸別町官民連携組織設立準備会というものを立ち上げております。これは、協議会とはまた別の組織の位置づけでありまして、この準備会で新たな組織についていろいろ事前に検討しているわけがございますけれども、ここの会が受け皿となりまして、新たな組織の設立のために係る経費について補助をするというような中身でございまして、内容につきましては、法人設立のための費用ということで、定款の認証ですとか、登記、その他司法書士等に依頼した際の経費その他を見込んで、おおむね50万円ということで見込んでおります。

それと出資金の500万円の原資でございまして、陸別町振興公社の解散につきましては、来年度の株主総会以降というふうになるかと思っておりますので、今回の500万円というのは、それに見合うような分という位置づけでありまして、直接財源になるということでは今のところございません。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 同じく7目企画費の出資金の500万円についてですけれども、1,000万円の株式会社にするのに、500万円未満で出資するということですが、回覧板には、事業主が300万円程度の出資を求むということであったのですが、それで、あと200万円はめどがついたので300万円ということでは回覧に回したのでしょうか。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 当初、町とそのほか団体で、町が約500万円程度、それ以外の民間の団体と事業者で500万円ということで、その中で、法人事業者ですとか個人事業者の方に大体300万円ぐらいということで想定はしてはいたのですが、実際、回覧が終わって取りまとめたところ505万円、これは当初予定していた団

体も含めてになるのですが、ということになりましたので、町の分は500万円を切るような形で、今、準備会の中で検討中であります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） さきの議員とダブる面もあろうかと思うのですけれども、14ページの19節の官民連携事業及び出資金の関係なのですけれども、その前に、追加資料で見て、それから何日たったか記憶がないのですけれども、町民全体で回覧で、新たな法人設置に向けての出資者の募集という募集広告がある。その文面も私、今見ているのですけれども、その中で、第1点目として、基本スキームの中に、これはどうなのかなと思う面と。募集の文章で、各事業団体がありますね、振興公社にしても観光協会にしても、青年部と。しかし、個人で浜田旅館とあるのは、オーロラハウスの委託事業とか、そういうものも今回この官民に入るのかなと思う面もあるのですけれども、このスキーム表を見ると、そういうのはないのですけれども、そういう個人というか、事業者が入るのは、どういう考えで協議会に参加していたのか、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

それと、先ほどの議員と同じような質問なるかもしれませんが、500万円町が出資して、募集には300万円、いわゆるこういう株式会社については、出資金額によって、どちらが主導権を握るかということだと思うのです。そういった意味でいくと、ナンバー15の資料によると、505万円集まったとなれば、全体的、個人事業者が町の出資を上回る中で、主導権はどういうふうに今後動いていくのかなと思う面もあります。

それからもう1点、この点に関しては、マックス20万円というふうに募集をかけていたのですけれども、36法人なのですけれども、20万円を超えない事業者がいるのか、それが36法人集まったのか、これによって720万円ぐらいになると思うのですけれども、そういうことがあるのかどうか、個人の出資の多い人がどのぐらいで、少ない人がどのぐらいで36になるのか、その辺の説明をしてほしいと思います。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 協議会の中に、例えば浜田旅館ですとか商工会青年部が入っているのは、陸別町の観光事業等も含めて全体で協議するというところで、協議会の構成員に入らせていただいているという経過がございます。

それと、出資の関係であります。それぞれ個々の出資見込額については、今ちょっとここでは申し上げることはできないのですけれども、それぞれ募集した部分については20万円以下というふうになっております。

それと、株の比率、町が50を超えるか超えないかというところになるのでありますけれども、これについては、準備会の中でも検討しておりまして、基本的には民間が50%以上になるようにということで、その分、町の出資は少なくなるというような方向で検討、協議中でございます。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 1点目の話で、いわゆるオーロラハウスの運営についてというか、今、委託事業でやられているわけですが、それとの兼ね合いがあるのかということ、質問したのですが、その辺についてお答え、もう一度お願いします。

それから、今、協議会で話されて、準備会はこれからだということなのですが、役員体制なんかについてはどのように準備されておられるのですか、この会社の。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） オーロラハウスの運営ということでは直接は絡んでおりませんが、旅館業ということもありまして、入っていただいている経過でございます。

それと、役員体制については、今後この後、準備会以降、発起人会を開催していくことになるかと思っておりますが、その中で協議されていく事項になるかと思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） よろしいですか。ほかに。

2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 2款総務費1項総務管理費の2目文書広報費7節の賃金の部分ですが、町内の運送業者が現在不在ということでの臨時事務職員の賃金というふうに補正がありまして、今お話を聞くと、大手の業者との交渉で、難しいという判断をいただいているみたいですが、今後も大手運送業者との協議を進めていくのか、今後も職員の対応として、もうちょっと続くというめどが立っていない状況なのか、お聞かせください。

○議長（本田 学君） 芳賀総務課長。

○総務課長（芳賀 均君） 今、現時点では大手業者、いわゆる宅配業者は、非常に受け取ってもらえない状況にあります。というのは、月に広報紙と回覧とかを発行して、回っていただく回数が限られておりますので、非常にそういった面で経営上受け取ってもらえない状況が今後も続くと考えております。

以上です。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） その場合、大手が話を受けるとするのが難しい状況が続くということで、町内の中から運送業をされる方を望むというか、それを期待して、庁内で職員の対応として継続するということは、今後、それはされないということでしょうか。

○議長（本田 学君） 芳賀総務課長。

○総務課長（芳賀 均君） 職員といいましても臨時職員で、短期の臨時職員で対応する考え方です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、3款民生費、16ページ中段から4款衛生費、20ページ上段まで。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、6款農林水産業費、20ページ中段から8款土木費、23ページ上段まで。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、9款消防費、23ページ中段から10款教育費、25ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、歳出全般について行います。ただし、款を区切ったの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、7ページから11ページまでを参照してください。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 9ページの財産売払収入の関係でちょっとお聞きしたいのですが、説明資料を見て、2カ所というか、全体的には5カ所なのですけれども、2カ所なのですけれども、實際上、売り払いをした面積等が、さきの渡された資料で、平米だというふうに聞いたのですけれども、実質的に町の周りに土地、全体的にというのか、もともとあった土地が、このように高規格道路が通ることによって分割するというふうに理解するわけなのですけれども、残った土地はどれくらいの面積なのかということ、クンネベツの部分とトマムの部分と区切って、わかれば教えていただきたい。結局、クンネベツは1,100平米ですよね。全体的に何平米あって、そのうちの1,000平米なのか、それからトマムの場合は、8,960ですか、約9,000平米売り払うということなののですけれども、全体的に何ほどの土地があったのかということの説明していただきます。

○議長（本田 学君） 芳賀総務課長。

○総務課長（芳賀 均君） 資料の13をお開きいただきたいと思います。

資料の13で、個別に面積をお知らせしたいと思います。

一番上から申します。176-1というのがあるのですけれども、これが全体面積が2万7,766平米でした。そのうち、この場合ですと1,068.62平米を売り払うと。その下の段、249平米、もとの面積です。トマムのほうに移りますが、トマムの一番最初の2-97というの、もとは1万1,981平米でした。それから2段目が

2,502 平米、3 段目が 2,075 平米です。差し引きにつきましては省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） こういうふうに、簡単に言えば 2,700 平米のうち、例えばクンネベツ、2 万 7,000 平米ですか、約 3 ヘクタールぐらいある中で 1,000 平米なのですけれども、基本的には、土地というのは、都合のいいように売る考えでいけば、その部分だけですけれども、ここの間に、2 万平米のうち 1,000 平米欲しいというのは、分断されると思うのです、土地が。その分断された土地を今後どのように、単なる町有地として保持していくのか、何か使い道があるのか。こうやって分断されると、使い道も大変難しくなると思うのですけれども、各土地について、今後どのようにこれを温存しておくというのか、使用目的とか、そういうことを含めて、この土地についてはどのような今後の方針を持っているのか伺いたいと思いますけれども。

○議長（本田 学君） 芳賀総務課長。

○総務課長（芳賀 均君） これらの土地につきましては、それぞれ地目は、山林とか牧場ですとか、今回売り払う中には、用悪水路というところもあるのですが、今のところ現状のままで、特に何かする計画があるというわけではございません。

○議長（本田 学君） 4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 一つずつ聞けばいいのですけれども、山林となれば、どういう林層なんかで保持されているのですか。

○議長（本田 学君） 芳賀総務課長。

○総務課長（芳賀 均君） 詳細の樹種までは把握していませんが、一番最初に説明したクンネベツ 176 につきましては、非常に土地の形状が特殊でありまして、一つの大きな塊の土地ではなくて、大きな土地の周りを細長く囲ったような土地になっております。そのうちの一部分が、今回、高規格道路のところにかかったということでありますので、その土地自体を何かに活用するというのは、今のところ計画はございません。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第 2 条、地方債補正について質疑を行います。

6 ページを参照してください。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。

ただし、歳入歳出双方に関連あるものに限定します。

3 番久保議員。

○3 番（久保広幸君） それでは、今定例会で基金条例が提案されて、議決されてお

ます森林環境譲与税につきまして、議案書の7ページの歳入で、2款の地方譲与税で1,259万8,000円、これを受けて、14ページの歳出の2款総務費で、森林環境譲与税基金積立金として全額を積み立てると。

そして、そのうち39万円については、10ページであります。18款で繰り入れて、その後、取り崩して繰り入れて、22ページの6款農林水産業費の19節負担金補助及び交付金で、未来につなぐ森づくり推進事業及び林業担い手対策推進事業補助金、これに充てるということであります。

そこで、伺いたしますが、この二つの事業ともに当初予算に計上されておりますので、今回の補正は、事業の上乗せということになるわけではあります。これは北海道水産林務部は、この森林環境譲与税の導入に当たって示しております。既存の施策の予算に充当するのではなくて、新規の施策あるいは事業量を確実に増加させる施策に充てることと、そういうふうにしてありますが、これに沿ったものと理解しております。今後、来年度以降もこのような考えで予算の組み立てをしていくのかということがあります。これがまず1点目です。

もう1点、これは、今回の補正で、歳入歳出とも補正をしておりませんが、バイオマスプラント整備に係る畜産・酪農収益力強化整備事業補助金についてであります。これは、6月定例会において、北海道の支出金及び歳出のほうの農林水産業費に、それぞれ6,887万5,000円が計上されていたわけであり。その後、7月12日の議員協議会において、少なくともこの補助事業が採択にならないと、そのような報告を受けたわけではあります。予算の措置は最終補正まで残しておくのかということになります。

以上2点、伺いたします。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） まず、最初の森林環境譲与税の関係でありますけれども、今回、補正で出している部分については、未来につなぐ森づくりについては、環境譲与税の該当にはしていません。今までと同様の事業で、今回、副町長からも説明いたしましたように、野ネズミ被害地の造林が追加になったことでの増というふうになっております。

今回、森林環境譲与税の該当にしているところでは、21ページの林業振興費の役務費、通信運搬費の4万円と林業担い手対策推進事業19節の35万円の計39万円ということで、林業担い手対策推進事業といいますのは、同じような担い手対策事業、担い手と入る事業がありますけれども、これは全く新しい事業でありまして、副町長からの説明もあったように、林業就業者の技術研修に係る費用の補助ということで、今回新たに見ているものでございます。

今後、国ですとか道の指摘どおり、今までの財源の上乗せといいますか、組み替えて使うということは今のところ想定はしていません。

以上です。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 2点目のバイオガスピラントの関係でございますが、こちらにつきましては、議員協議会で説明をしてきたところですのでけれども、まだ方向性を決めてからの補正というふうに考えておりましたので、今の段位では、このまま残させていただいております。方向性がはっきりしたところで、次の議会で減額等の補正について検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

○議長（本田 学君） これから、議案第54号令和元年度陸別町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第55号令和元年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第55号令和元年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第56号令和元年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第56号令和元年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第57号令和元年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第57号令和元年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第58号令和元年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4 ページから 5 ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 5 8 号令和元年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 2 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 8 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会宣告

---

○議長(本田 学君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 3 時 0 0 分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員